

第三十回 参議院商工委員会會議録第二号

昭和三十三年十月十七日(金曜日)午後二時九分開会

委員の異動

九月三十日委員西川弥平治君及び亀田得治君辞任につき、その補欠として西田隆男君及び島清君を議長において指名した。

十月一日委員相澤重明君辞任につき、その補欠として天田勝正君を議長において指名した。

十月六日委員阿部竹松君辞任につき、その補欠として松本治一郎君を議長において指名した。

十月七日委員松本治一郎君辞任につき、その補欠として阿部竹松君を議長において指名した。

十月十六日委員重宗雄三君辞任につき、その補欠として上原正吉君を議長において指名した。

本日委員高橋進太郎君及び小西英雄君辞任につき、その補欠として後藤義隆君及び松野孝一君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 田畑 金光君
理事 阿部 竹松君
大竹平八郎君

委員

大谷 賢雄君
小澤久太郎君
古池 信三君
後藤 義隆君
松野 孝一君

国務大臣

通商産業大臣 高橋達之助君
国務大臣 三木 武夫君
政府委員 長沼 弘毅君

公正取引委員会委員

公正取引委員長 坂根 哲夫君
公正取引委員 宮川新一郎君
公正取引委員 大堀 弘君

通商産業省

通商産業大臣 齋藤 正年君
通商産業省 松尾泰一郎君
通商産業省 小出 第一君
通商産業省 福井 政男君
通商産業省 山田 隆男君
通商産業省 小岩井康朗君
通商産業省 岩武 照彦君

中小企業庁

常任委員 小田橋貞寿君
専門員 今井 善衛君

通商産業省

通商産業省

通商産業省

通商産業省

通商産業省

通商産業省

通商産業省

○鉱山保安法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
○鉱業法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
○軽機械の輸出の振興に関する法律案(内閣送付、予備審査)
○輸出入取引法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
○小売商業特別措置法案(内閣送付、予備審査)

○経済の自立と発展に関する調査の件(通商産業政策に関する件)
(経済計画に関する件)

○委員長(田畑金光君) これより商工委員会を開会いたします。
委員の異動について御報告いたします。

九月三十日亀田得治君が辞任し、その補欠として島清君が、西川弥平治君が辞任し、その補欠として西田隆男君が、また十月一日相澤重明君が辞任し、その補欠として天田勝正君が、また十月十六日重宗雄三君が辞任し、その補欠として上原正吉君が、また本日、高橋進太郎君が辞任し、その補欠として後藤義隆君が、小西英雄君が辞任し、その補欠として松野孝一君が選任されました。

○委員長(田畑金光君) 次に、理事の補欠互選の件についてお諮りいたします。
去る七月八日青柳秀夫君が委員を辞任して以来理事に欠員を生じておりましたので、本日その補欠互選を行いたしと存じます。また去る六日阿部竹松君が委員を辞任し、翌七日再び商工委員に選任されましたが、その結果、さらに理事に欠員を生じたわけでありますので、その補欠互選もあわせて行いたしと存じます。

この互選の方法は成規の手続を省略して、便宜その指名を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(田畑金光君) 御異議ないと認めます。
それでは理事に上原正吉君及び阿部竹松君を指名いたします。

○委員長(田畑金光君) 先ほど委員長及び理事打合せを開き協議いたしました結果、本日は、まず本委員会に予備審査のため付託になっております法律案について、それぞれ提案理由の説明を聴取し、その審議は後日に譲りたいと存じます。

なお、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由の説明について、内閣総理大臣の出席を求めましたが、総理大臣の出席の有無がまだ明確でありませんので、もし総理大臣の出席がなければ、本法案の提案理由の説明は後日に譲りたいと存じますので、この点御了承願います。

引き続き、経済の自立と発展に関する調査を行い、まず、通商産業大臣から通商産業政策について、次いで経済企画庁長官から経済計画について、それぞれ所信を承わり、そのあとで両大臣及び政府当局に対し質疑を行いたいと存じますが、このように取り進ぶことに御異議ございませんか。

○委員長(田畑金光君) 御異議ないと認めます。
それでは、まず、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案について説明をお願いします。

○政府委員(長沼弘毅君) ただいま議題となりました下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び概要を御説明いたします。

下請代金支払遅延等防止法が制定されましたから二年余を経ておるのでございますが、この間政府関係機関におきましてはこの法律の積極的な運用に鋭意努力いたしまして、下請代金の支払遅延防止等にかんする効果を収めて参つたと存じております。

しかしながら、この法律の運用に当りました従来の経験によりますと、下請取引を公正ならしめるとともに下請事業者の利益を保護するというこの法律の目的を達成いたしませんにつきまして、現行法の規定にはやや不備な点があることが感ぜられたのであります。特に最近のような景気の後退期にありましては、親事業者が景気後退による困難を下請事業者に転嫁しようとして行ふ不正な行為の態様は非常に多岐にわたっておりまして、現行法の規定では何としても取締りのできない

というところが発生して参つたのであります。

従いまして、このような親事業者の不正な行為を防止し、下請事業者の利益を一そう保護するためには、下請代金支払遅延等防止法を更に強化する必要があると考えまして、ここに本改正法案を提出いたしました次第であります。

次に、本改正法案の概要について御説明いたします。

その第一点は、現行法におきましては、親事業者のしてはならないという行為をいたしまして、不当の受領拒否、支払の遅延、不当の値引き、不当返品、この四項目をあげておるのでございますが、これに対しまして、さらに不当な買いたたき、それから自社製品を持ち原材料等をむりやりに押しつける行為、下請事業者が事態の改善を要望いたしました場合に、これに対して親事業者が行う報復措置、この三つを新たに追加いたしましたことでございます。

その第二点は、親事業者が下請業者に交付すべき書面の記載事項であります。これは従来、給付の内容、すなわち何をというものであります。それから下請代金——これに対して幾ら払う、こういう二点が記載事項としてあったのでございますが、これに對しまして、下請代金の支払いの時期など、すなわちいつ品物を受け取っていつ支払いをするかという項目を追加いたしましたことでございます。

以上の二点が本法案の要点でございます。何とぞ慎重御審議の上、御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(田畑金光君) 次に、鉱山保安法の一部を改正する法律案

鉱業法の一部を改正する法律案

軽機械の輸出の振興に関する法律案

輸出入取引法の一部を改正する法律案

小売商業特別措置法案

以上五件について、それぞれ提案の理由の説明をお願いします。

○政府委員(中川俊思君) 鉱山保安法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

今回提出いたしました鉱山保安法の一部を改正する法律案につきましては、その提案理由及び要旨について御説明申し上げます。

鉱山保安法は、戦時中及び戦後における鉱山災害の頻発状況にかんがみ、鉱山労働者に対する危害の防止と鉱物資源の合理的開発をはかることを目的として、昭和二十四年に制定されました。これは御承知の通りであります。この法律施行以来すでに九年有余を経過いたしました。この間において、鉱山の保安状況は漸次改善され、鉱山災害は逐年減少をみて参りました。これを石炭鉱山の災害について見ますと、この法律施行後間もない昭和二十五年に比べて昭和三十三年におきましては、出炭量が三千八百萬トンから五千一百萬トンへと三五%も増加いたしました。これに對し、死亡者数は七百八十四人から六百五十三人と一七%の減少をみております。

しかしながら昨年から本年にかけては、御承知のような坑内出水災害を初めとする重大災害が頻発いたしました。多数の被災者をみましたことは甚だ遺憾とするところであります。政

府といたしましては、従来とも鉱山の災害防止には格段の努力を払って参つたのであります。これを契機といたしまして、中小炭鉱に重点をおいた巡回監督の強化と法規の厳正なる運用等徹底した鉱山保安対策の実施をはかつて参つた次第であります。

従いまして今回の改正法律案は、鉱山災害の防止に重点をおいたものである。従いまして、保安を害するおそれのある侵入行為および被害者の救出について所要の措置を講ずることができるようにする。同時に、あわせて最近の社会情勢等にかんがみ、鉱山災害防止について規定を整備することを目的とするものであります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一は、鉱山の防止につきまして、この法律の目的の中に明確化したものと、同時に、捨石、鉱滓の集積したものと等に関する鉱山の防止義務を設けたこととあります。鉱山の防止につきましては、この法律の保安に関する定義にもあります。すなわち、人に對する危害の防止と並んでこの法律の目的の一つとして取り上げられてはおりますが、最近特に鉱山の防止について一そう監督の強化をいたす必要が痛感されました。これに對應いたしまして、この法律の目的の中に明記することといたしました。これに伴いまして、先般制定されました地すべり等防止法、水洗炭業法とも関連いたしまして、捨石、鉱滓の集積したところ、わゆるほた山等につきまして、それらが鉱業権者の管理を離れ、ために危害または鉱害を起すことがないよう規制する必要がある。そこで、鉱業権者がほた山等を他人に譲渡または放棄して

も鉱山保安法上の義務を免れることができません。また、鉱業権の移転等に際しましては、ほた山等に関する鉱山保安法上の義務を承継するよう規定したのであります。

第二は、保安を害するおそれのある侵入があった場合に、保安のため必要な命令を出すことができるよう規定をいたしましたこととあります。御承知のように、鉱業権者が鉱区外または租界外に侵入する行為は、鉱業法違反の行為として、当然罰則により取締られるべきものであります。このため、鉱山保安法においては、侵入に関する保安について何ら規定するところがなかったものであります。が、現実には侵入によりして重大災害の発生をみております。そこで、鉱山労働者の危害防止の見地から、鉱山保安法を改正いたしまして、保安を害し、またはそのおそれがあるものにつきましては、原則として鉱山保安監督部長が、急迫の危険があるときは、鉱務監督官が、現地に於いて、侵入の停止、侵入した場所の閉鎖等、保安のため必要な命令を発することができるようになしたわけであります。

第三は、鉱山における被災者の救出について、必要な命令を出すことができるよう規定を置いたこととあります。不幸にして、鉱山労働者が落盤、出水災害等により坑内に生き埋めになりました場合には、中小炭鉱の中には、資力不足等のため適切な措置が講ぜられない場合もあつた。かかる場合には、直ちに被災者の救出のため、必要な命令を出すこととし、万一、鉱業権者が命令に従わない場合には、行政代執行法の規定によりまして、救

出作業を行わせることができるようにいたしましたのであります。

以上が、この法律案の要旨であります。が、鉱山災害の防止のためには、この法律の改正を行ふほか、この法律に基きまして、鉱業権者及び鉱山労働者の順守義務等を具体的に定めておきます。各鉱山保安規則につきまして、相当思ひきつた改正を行ふべく、たたいま検討いたしておる次第であります。

何とぞ御審議の上、御賛同あらんことを切に希望する次第であります。

次に、鉱業法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び法律案の要旨について御説明申し上げます。

鉱業法は、鉱業に関する基本的制度を定めて、鉱物資源の合理的開発をはかることを目的として、昭和二十五年十二月に制定されたものであります。この現行鉱業法の骨子となつておりましたところの鉱業権制度及び鉱業の実施に對する監督措置等の規定は、明治三十八年に制定された旧鉱業法の規定をほとんどそのまま踏襲したものであります。従つて、この鉱業法は、高度に発展し複雑化した現在の社会の実情に照し、相当検討を要する部分も見受けられるので、政府といたしましては、できる限りすみやかに鉱業法の本格的な改正をいたすべく、目下その準備を進めておる次第であります。

ところが、最近に至りまして、石炭鉱山において重大災害が頻発いたしましたので、この災害防止のための法的措置について検討いたしました結果、別途提出いたしました鉱山保安法の一部を改正する法律案によって、その予防措置を講ずることといたします。同

出作業を行わせることができるようにいたしましたのであります。

以上が、この法律案の要旨であります。が、鉱山災害の防止のためには、この法律に基きまして、鉱業権者及び鉱山労働者の順守義務等を具体的に定めておきます。各鉱山保安規則につきまして、相当思ひきつた改正を行ふべく、たたいま検討いたしておる次第であります。

何とぞ御審議の上、御賛同あらんことを切に希望する次第であります。

次に、鉱業法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び法律案の要旨について御説明申し上げます。

時に、鉱業法においても、さしあつてこれに関連する部分の改正をいたしまして、極力災害の発生を防止するといふ目的のもと、今回の改正法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一は、鉱業権者が施業案によらないで鉱物を掘採したとき、保安命令に従わないとき等においては、その鉱業権を取り消すことができることとなっておりますが、その鉱業権の取り消しをした場合は、その区域に取り消された鉱業権者がふたたび鉱業権を取得することを極力避けなければなりませんので、鉱業権の取り消しがあつたときは、取り消しの日から六十日間、その地域に取り消された鉱業権と同種の鉱床の鉱物を目的とする鉱業権設定の出願があつたときは、これを許可しないこととしたとき。

第二は、通商産業局長が、鉱業法の規定による命令または通知をする場合に、その相手方が知れず、または所在が不明であつて、命令または通知を相手方に送達することができないときは、公示送達をすることができるとして、公示送達をすることができるとして、この規定が適用される場合は限定されておりますので、この規定の適用範囲を拡張して、鉱業権の取り消しをしたとき、または鉱業権設定の出願の不許可もしくは却下をしたとき等にも公示送達をすることができるとした次第であります。

第三は、最近、特に九州において、石炭の盗掘について取り締りの強化が要請されておりますと同時に、鉱山災害も鉱区外に侵襲したところで発生す

るという事例も見受けられるに至つておりますので、別途鉱山保安法の一部改正を行うとともに、鉱業法の立場から、これらの盗掘、侵襲の防止をはかるため、その罰則を強化することとし、また新たに、盗掘によつて得られた鉱物を運搬、保管、有償もしくは無償による取得または処分があつてせんをした者に対しても刑罰を課することとしたしました。

以上が、鉱業法の一部を改正する法律案の主要な内容であります。

何とぞ御審議の上、御賛同あらんことを切望いたします次第であります。

次に、ただいま上程されました軽機械の輸出の振興に関する法律案についてその提案理由を説明いたします。

ミシン、双眼鏡を初めとするいわゆる軽機械の輸出は年額一億ドルをこえ、船舶を除く機械輸出の三分の一を占めるに至つております。しかもこれらの輸出は年々確実な増加を示し、今後の輸出拡大のホープと目されているのであります。このような目ざましい輸出の拡大は、これらの軽機械が中小企業を主体とするアセンブル方式によつて製造され、その工程に相当の人手を要することによつて、わが国が極めて強い国際競争力を持つてゐることに負うものと考えます。

しかしながら、アセンブル方式をとつてゐることから、開業するだけならばほとんど設備らしい設備もなしにできるために、業界の過当競争が著しく、輸出価格の著しい低落をみておるのであります。この結果当然得られるべき外貨をみすみす失つてゐるという現状になっております。

また、中小企業を主体とすることによつて、海外事情に対する知識はほとんどなく、めくら貿易に近い状況に置かれてゐる上、このような軽機械の輸出拡大に欠くべからざる海外市場への広告、宣伝活動もほとんど行われていないという状況であります。

このような事態に対しまして、軽機械の輸出の振興のために従来とられてきた方策を振り返つてみますと、過当競争防止のためには輸出入取引法、中小企業団体法等の施策があげられるのであります。軽機械という特殊の商品について考えますと、不十分な面がなお存すると思へます。また、軽機械の品質の向上ないし積極的な海外市場へのマーケティングという観点については、ほとんど未開拓のまま残されてきたといつて過言ではありません。

従つて、ここに従来の方策を補充し、軽機械の輸出をさらに一段と発展させるべく種々検討いたしました結果、従来から特に問題の多かったミシン及び双眼鏡を当面の対象として、新たな立法を要するとの結論に達した次第であります。

この法律案の骨子は、製造業者の登録の採用と、輸出入振興事業協会の設立という二点に要約されるのであります。

第一に、輸出入の軽機械及び軽機械部品について製造業者の登録を行うことにより、メーカーらしいメーカーを育てていく基盤を作り、これによつて軽機械の品質の向上を期することと、特に軽機械の組立業者について過当競争が著しくなりました場合には、一時その登録を停止して新規開業を抑

え、業界の安定をはかることにしたいと考へます。

第二には、輸出入振興事業協会を設立し、これを中核体として、海外市場に対する調査、宣伝を活発に行い、同時に輸出入向軽機械の品質向上をはかりたいと考へております。これらはまさに輸出拡大のきざとなるものでありながら国内における過当競争によつて従来業界にその余力がなかったものであります。これを活発に行うことが可能になると考へます。

申し上げるまでもなく輸出の振興はわが国経済発展のための最大の要請であり、その中でも機械の占める重要性は次第に高まつてゐるのであります。が、このような要請に当面応ずることができないのはまさに軽機械と考へるのであります。このような事情をおくみとの上何とぞよろしく御審議のほどをお願いいたします。

ただいま提案されました輸出入取引法の一部を改正する法律案につきましても、その提案理由を御説明いたします。

現行輸出入取引法は、昭和二十七年八月輸出入取引法として施行され、その後昭和二十八年八月輸出入取引法として改正されましたが、さらにその後三回の改正を経て今日に至つております。

御承知のとおり最近におけるわが国の輸出は、国際的な不況の影響を受けて、伸び悩みの状況が続いております。が、原材料の輸入依存率の大きいわが国にとりましては、輸出の伸張によつてこそ経済の拡大均衡が確保できるのであることは、いふまでもないこと

でありまして、この意味におきまして輸出の振興はわが国のまさに緊急事の一つであります。しかるにわが国の輸出が従来から過当競争のため、いろいろの面で問題を起して来たことは御高承の通りであります。輸出における過当競争の傾向はますます激化し、そのため海外輸入業者のわが国輸出品に対する不信ないしは輸入制限の傾向が現れて参り、さらには関税引上げ等の動きを誘発してゐるような次第であります。このような傾向を是正し、わが国の貿易の健全な発展をはかるためには国内経済の安定とともに輸出入取引法の確立をはかることが何よりも必要なわけでありまして、現行輸出入取引法の運用によつては必ずしも十分でないと思へましたので、このたび、この改正案を提案いたしました次第であります。

次に、改正の主要点につきまして御説明いたします。

第一は、輸出品の生産業者等の協定の締結範囲の拡大であります。

現行輸出入取引法におきましては、生産業者等は輸出すべき貨物について協定を締結することが認められておりますが、そのような協定だけでは輸出における過当競争を防止することが必ずしも十分でない場合もあります。そこで、そのような場合におきましては、独禁法、中小企業団体法等の他の法令による適法な共同行為をもつてしても過当競争を防止するに不十分な場合に限り国内貨物及びその原材料を含めた協定の締結ができるようにし、それでもなお十分な場合におきましては、その貨物の販売業者及び原材料の生産業者等にも協定の締結を認めるよう改正せんとするものであります。

以上で提案理由の説明は終了しましたが、これらの法案の審議は後日に譲ります。

○委員長(田畑金光君) これより通商産業政策について高崎通商産業大臣が所信を承ることにいたします。

○國務大臣(高崎通商産業大臣) 通商産業政策について御説明申し上げます。

最近の経済情勢をみますと、経済の調整過程は意外に長引き、現在のところ景気は停滞気味に推移しております。

輸出は世界景気の停滞を反映して伸び悩み状態になっており、最近低調に推移いたしておりますが、反面輸入が生産の停滞によってきわめて低い水準にあるため、国際収支は黒字基調を維持しております。

年度間では当初の予想を大幅に上回る黒字を計上するに至るものと考えられます。設備投資は、基礎産業の継続工事を中心としてかなり高水準を維持しているものの、最近の機械受注状況より判断いたしますと、今後はやや低下傾向をたどるものと思われ

ます。消費のみは比較的好調を続けておりますが、産業の生産品に対する需要は依然として停滞状況にあり、各産業は引き続き生産調整を実施いたしているにもかかわらず、在庫調整の終了は意外に長引き、その終了には少くとも年内一ぱいを要する見通しであります。

このため物価は一時わずかの反騰をみたものの、その後は引き続き低迷を続けております。

このような経済の実情に対処し今後すみやかに経済の正常化をはかりますため、当面各産業の実施している生産調整の円滑な遂行を期しますとともに、

特に経営難の著しい繊維産業や石炭鉱業等については過剰設備の買い上げ、輸入エネルギーの削減等業種の特長に応じた対策を講じ、また中小企業に対しては金融の円滑化に努力いたしておる次第であります。

本年度の下期におきましては、輸出、消費、財政支出等の需要面に若干の季節的な伸びが見込まれ、また公共事業費の繰り上げ支出や財政の散超による金融緩和の事情もありますので、これらの要因を手がかりとして今後における経済成長の契機をつかみたいと念じている次第であります。

以上の当面の施策とあわせてわが国経済が長期にわたって安定した発展を遂げますためには、わが国経済の特質に基づく問題点とその解決の方向を把握して所要の施策を着実に実施していくことが何よりも肝要であり、従いまし

て今後の通商産業政策は、これらの問題点を具体的に解明しつつ、安定した経済成長を確保することをその基本とし、第一に、国際収支の恒常的拡大均

衡確保のため、輸出の振興を期しますとともに、第二に、貿易の長期安定的市場を培養するため、経済協力の推進をはかるものとし、第三に、経済の長期的発展を確保するため、産業基盤の強化と産業体制の確立をはかり、第四に、国民経済に占める中小企業の重要性にかんがみ、中小企業の育成強化をはかり、第五に、世界的技術革新の趨勢に即応し、鉱工業技術の振興をはかりま

すことに、その重点を置かなければならぬと存じます。

以下各項目ごとにその具体的施策の概要について簡単に申し述べたいと存じます。

第一は、輸出の振興であります。今後における世界的な輸出競争の激化に対応し、わが国輸出の恒常的伸長と国際収支の長期的均衡をはかりますため、特に次の施策を重点的に推進する方針であります。

すなわち貿易振興の施策といたしましては、従来から実施してきた海外市場の調査、輸出品の普及宣伝、貿易あつせん、国際見本市等の諸事業につきましては、本年七月発足した特殊法人日本貿易振興会を中心としてその飛躍的強化拡充をはかりますとともに、今後におけるブランド輸出の促進を期

するため、技術相談業務の画期的強化をはかるものとし、これが実施に当る中核団体の育成強化に努めたい所存であります。

また、わが国貿易における業種別、地域別の特長と実情に即応して、過当競争の防止と輸出の振興をはかりますために、輸出業者または製造業者の登録、輸出振興のためのカルテルの認定、手買取機関の設立の促進等を主たる内容とする輸出入取引法の改正法案及び軽機械輸出振興法案を今回の臨時国会に提出いたしました次第であります。

さらに輸出品の品質、意匠の向上及び盗用防止、検査設備の整備等につきましても今後一段と努めていく所存でございますが、特に雑貨産業につきましましては、これが実施に当る機構の整備強化をはかっていきたいと考えております。

第二は、経済協力の推進であります。現今、世界貿易における地域化傾向が高まり、かつ、後進国における外貨不足が依然深刻な段階にありますので、これらの国の経済開発に協力いた

しますことは、今後におけるわが国貿易の長期安定的市場の培養、海外原料の安定した供給の確保、中小企業の海外進出等をはかる意味におきましてもきわめて重要であり、この意味において貿易振興対策と経済協力対策とは車の両輪のごときものといつても過言ではないと存じます。

従いまして、今後とも東南アジアを中心とする経済協力対策をむしろ貿易振興対策の一環として積極的に展開する方針であります。

すなわち、円クレジットの供与、延べ払い方式の採用等による資本協力につきましましては、さきにインド及びアラブ連合に対して決定を見たのでありますが、今後さらにその他の諸国についても検討中であり、その際、対象品目の拡大等につきましても、あわせて考えたいと存じます。

また、技術者の受け入れ及び派遣、並びにわが国中小企業の海外進出のための体制を一層強化整備するほか、アジア産業経済の調査及び海外投資のための基礎調査を徹底的に行うため、近く発足するアジア経済研究所の組織機能の拡充強化をはかる方針であります。

なお、本年度新たに設置を見たインド西ベンガルの海外技術センターの円滑な運営を期するとともに、今後さらにその他の地域にもその新設をはかっていきたいと存じております。

第三は、産業基盤の強化と産業体制の確立であります。わが国産業の対外競争力は、欧米諸国に比し、いまだかなり遜色があると考えられるのであります。この点、基礎産業、輸出品、新規産業等の合理化、近代化をさらに徹底的に進めていきたいと存する次第であります。

また、今後の産業発展の趨勢に即応し、エネルギーを初めとする主要基礎原材料の供給の確保とその価格の安定をはかることが肝要と存する次第であります。

このため、今後、財政投融資の誘導的、補充的機能をより一そう活用するものとし、国民経済的に最も緊要度の高い産業部門へのその重点的投入が必要と存じます。

また、産業立地条件の整備につきましましては、今後の経済の拡大と近代化に果す役割の重要性にかんがみまして、これを強力かつ計画的に推進する必要があります。

これがため、豊富かつ低廉な工業用水の確保をはかるため助成を強化いたしますとともに、道路、港湾、輸送施設等産業関連施設の飛躍的増強を期する方針であります。

特に港湾につきましましては、原油、鉄鋼原料の輸入港、石炭の積み出し及び陸揚港の整備に重点を置くものとし、また工業用地の積極的な造成と工場適正配置施策の推進についても考究する所存であります。

なお、工場排水に関する被害、紛争が、最近とみに問題化しており、早急に法的措置を講ずる必要があると考えられますので、今国会に工場排水法案を提案いたしたいと存じております。

また、経済の安定的成長と国際競争力の強化に資するためには、わが国経済の実情に照らし、産業界の自主的協調体制のより一その整備確立をはかることが必要であると考える次第であります。

このために、不況カルテル

五

の認可要件の緩和、合理化カルテルの認可範囲の拡大などを主たる内容とする独占禁止法改正法案を今国会に提案いたしてあります。

最後に、最近輸出する中小炭鉱における災害を防止するため、緊急事態における停掘停止命令、盗掘防止のための罰則の強化等を内容とする鉱業法改正法案及び鉱山保安法改正法案を今国会に提案いたしてあります。

第四は、中小企業の振興であり、御存じの通り、中小企業は、わが国経済上きわめて重要な地位を占めてゐる反面、その規模が零細であり、かつその数がおびただしいため、絶えず経営の不安定に悩んでおり、また、その設備技術等においても立ちおくれしておりますので、今後とも中小企業の特質に応じた振興策を適時適切に講じていく所存であります。

このためには、まず、中小企業の組織化によるその経営の安定をはかるため、中小企業団体の円滑な運用をはかることが肝要と存じますが、一方、中小企業の生産性の向上と経営の合理化のためには、設備近代化助成制度の飛躍的拡充、公設試験研究機関の設備の大幅増強をはかりますとともに、府県指導員の増強による中小企業に対する指導を一そう積極的に展開したいと考えております。

なお、当面経済活動が安定的上昇線に乗るまでの過程において過渡的に中小企業面に生ずる影響につきましましては、すでに機械処理に対する予備費支出を行ひましたごとく、金融面その他において適時適切にその対策を講ずる方針であります。

また、小売商業の振興をはかり、消費生活協同組合、購買会及び

小売市場の事業活動の規制を内容とする小売商業特別措置法案を今国会に提案いたしてあります。

第五に、鉱工業技術の振興であります。以上の諸施策を推進いたしましたための基礎条件として、鉱工業技術の画期的な振興が特に必要であることを痛感するのであります。御存じの通り、欧米諸国の技術進歩はまことに目ざましものがあり、わが国はこれに著しく立ちおくれしていると存する次第でありまして、この際、官民力をあわせてその推進をはからねばならぬと存するのであります。

これがため、まず、国立試験研究機関の設備の更新近代化等によりその機能の強化拡充をはかり、産業界からの各種の要請に応じ得る体制を整備いたしますとともに、今後、最も緊急を要する電子技術、オートメーション技術、分析技術及び生産加工技術等の基本的かつ新規の技術の研究のほか、新たにエネルギー技術、汚水処理技術等の研究につきましましては、各試験所の能力の総合的發揮に努め、迅速な成果を得て各界の要望に応じ得るようにいたしたいと存じます。

また、民間研究活動の強化のため、重要研究の実施についての助成を一そう強化し、あわせて研究成果の普及徹底及び企業化の促進に関し各般の施策を総合的に進めよう措置するものとし、特に、中型輸送機の研究試作については、その急速な促進をはかる所存であります。

以上により、今後における通商産業政策に関する基本的考え方と施策の概要を申し述べた次第であります。

要を申し述べた次第であります。

○委員長(田畑金光君) 以上で通商産業大臣の所信に関する発言は終了いたします。

それでは次に、経済計画について、三木経済企画庁長官から所信を承ることにいたします。

○國務大臣(三木武夫君) 昨年来の総合緊急対策の実施によりまして、経済活動は過熱状態を脱し、国際収支の逆調を回復するなど一応着実な調整過程をたどつて参りましたが、反面、世界経済の低迷や過去の過大な投資による影響を受け、最近の経済活動はいわゆるなべ底横ばいの状態を続けております。

すなわち、輸出は伸び悩み、鉱工業生産、出荷は停滞し、在庫調整も予定よりおくれ、ために卸売物価は依然下押し気味に移り、企業経営の悪化も伝えられてゐるのであります。

かように当面の経済動向は停滞を続けておりますが、下期に入つて経済活動は、ある程度明るい要因を加えていくものと見られるのであります。すなわち、下期に入りまして、設備投資は上期より若干減少いたしますが、下期の消費需要は、季節性の影響も含めて、引き続き堅実な基調をたどり、ことに本年度の豊作による農家所得の伸びもありまして、上期に比べ約九%の増大になるものとみられます。輸出需要については、輸出振興に対する努力に加えて、若干の価格の上昇と下期の季節的な輸出上昇とをあわせ考えれば、通計上期に対し七%の伸びをみることも可能ではないかとみられます。

ことに政府の財政支出による需要は、公共事業費の繰り上げ支出等もあつて、下期には相当の伸びが期待できます。

このようにして総体としての需要増によりまして下期の鉱工業生産は上期に対し約七%近くの上昇となる見込であります。

かように本年下期の経済動向は逐次好転するものと予想されますが、当面の経済活動はなお停滞下にあり、ことに繊維産業等一部産業にあっては停滞の度合いが著しく、また、雇用面についても悪化を極力防止することが必要であります。従いましてそれぞれの産業の実情に即しつゝ、操短の指導、過剰設備の買い上げ、繊維原料や原油等の輸入削減その他所要の措置を講じて参りましたが、今後とも適切な対策を講じて、この経済調整過程を乗り切るとともに本年度下期以降、経済活動の基礎を安定成長の軌道に乗せるため、経済発展の基盤の充実をはかつて参りたいと存じております。

なお、明三十四年度の経済につきましましては、予測上、なおかなり不確実な要因も多く、政策のあり方によつて変化する事情も少なくないので、さきに作成いたしました「経済見通し」におきましても、政策策定の手がかりとして大體の輪郭を描くにとどめましたが、今後の情勢の推移をいまだ見きわめな上で、この十一月頃、明三十四年度の「経済見通し」につき、さらに検討を加えて詳細的確なものを策定したいと考えております。

以上、当面の経済動向と経済運営の態度につき一言いたしました。今後とも一そう各位の御協力を切望いたします。次第であります。

○委員長(田畑金光君) 以上で経済企画庁長官の所信に関する発言は終了いたしました。

これより通商産業政策に関する件及び経済計画に関する件について、大臣及び政府当局に対する質疑を行います。御質疑のある方は、順次、御発言を願います。

○島清君 ただいま通商産業大臣の所信の表明並びに経済企画庁長官のあいさつ、この両大臣の所信に対する質問ということでございますが、私はこれは委員長、理事の打ち合せによりまして、来週あたりから活発に質問をさせていただきます。という時間スケジュールを組んでいただくことにいたしました。きょうは通商産業大臣に、大臣みずから御指摘になりました繊維産業、石炭産業、この不況産業の頂点に立つております産業のうち、なかんずく繊維産業の問題に限定をいたしました。して、しかもまたそれもこの二、三の問題に限定をいたしました。大臣の所信を承りたいと思つてあります。

申すまでもありませんが、私の御質問申し上げますことは、一々例をあげまして御質問を申し上げますと、優に五、六時間を要する問題でございますが、しかしながらまたこれを縮めて御質問を申し上げますという、一、二点にとどまるわけでございます。そこで私はそれを縮めまして一、二点に質問の要旨を集約をいたしてお尋ねをしたいと思つてあります。私たちの見るところによりまして、繊維産業は設備の過剰によるんだ、そしてそれに基きます政府の放漫政策、怠慢に基くものである、こゝういふふうに私たちは判断をいたしておりますのであります。その理由をいたしましては、政府は先年繊維五カ年計画といふものをお立てになりましたが、し

かしながらこの五カ年計画は二年を出でずしてその計画が達成をされておるのであります。その理由の最大なるものは、これは設備の過剰でございまして、そしてこれが、生産が過剰になりましますという、操短をやらなければならぬと称して、いろいろとそれらしいことはやっておりますけれども、しかしながら何にもこれは実効を伴っておりません。無意味なことをやっております。従いまして私はこの不況の対策に對しまして、大臣がこの不況の原因がどこにあると思われて、さらにどういったようなこれに對する対策を講じてくれたか、そのお話しになりまして対策はどういうような効果をもたらしおるのか、こういうことについてお尋ねをいたします。

さらに、最近企業の合理化というやうなものが唱えられておりまして、そしてその企業の合理化という名前のもとに、その企業の中に働いておられる労働者諸君の首切り、そして昇給の停止、労働者の責任であるかのごとくの処置で、企業内においてそのしわ寄せを受けておるような形であります。これからの企業の合理化の名において、いろいろと資本家本位のことがなされると思ふのであります。そこで大臣は企業合理化というものをどのようにして御指導にならうとされておるのか、さらにまた今までにとりうったやうな確信で、この企業の合理化を指導してこられたのか、こういうことについて御説明を願いたいと思ひます。

○國務大臣(高橋達之助君) ただいま島委員の御指摘になりましたように日

本の産業がすべて今日不況を來たしております。特に纖維産業は不況の急先鋒になつておりますが、これは、纖維産業といふ、今日の不況の原因は、主として過大なる設備をした結果である、私はこう存じますが、これは、御承知の、一昨年のいわゆる神武景氣のために、相当將來消費が伸びるやうになるというふうな見通しのもとに、見通しを誤らして、大きな投資を設備の方にいたしました結果、設備は、三十一年に比較いたしましたとして三十二年度は大体六〇%強もふえておるわけでありまして、これに對し、消費が伴っていないというのが今日の不況の原因だと存じます。特に纖維産業は、今日の不況となつておりますことは、これは、消費と、一番大きな面であるところの輸出方面におきまする動向が、世界景氣の不調、一方、中共貿易の途絶、また中共の東南アジアに對する進出等が積り重なつて、予期以上の消費の減退を來たしておるというところが、纖維産業不況に一段の拍車を加えたことと存する次第であります。

従ひまして、これが対策といひましては、どうしても現在ある設備の中で、不当に設備が増設されたと思ふものにつきましては、当分これを操短をせしむると同時に、將來回復の見込みのないと思はれるやうなものにつきましては、政府といたしまして、できるだけ、財政の許す範囲において、これを援助して、買いつぶしをするとかいうことも講じていきたい、現に、紡織、機械のごときは、これがある程度買ひ上げるといふ方針をとつていられるわけでありまして、同時に、これが消費の方面におきまして、輸出方面

の増進もしていきたい。また輸出が伸び悩んでおります原因等も、調べますという、これはいろいろございまして、一方纖維産業自体といたしまして、従前のごとき方法をもつて、製品をもつて、これを輸出するということには相当困難性があると思ひまして、その方法につきましても、新しき市場の方におきまして検討いたしました。新製品、新販路といふものにつきましても、拡大すべく、今日、アメリカなり欧州なり豪州付近へも使節団を出しまして、その調査をいたしておるやうなわけでありまして、そういうやうな工合に、ある程度の過剰設備は、できるだけこれを整理し、一方輸出につきましても、これを増進する方針を講じますとともに、国内の消費につきましても、逐次これは振興していきたいと、こういふふうに思つております。

合理化に伴う結果、この不況を労働者だけにしわ寄せをする、いわゆる従業員にしわ寄せをするという結果にならないかといふことを、政府としては特に心配いたしました。先般来、ある会社のごときは、これを合理化するといふやうな方針をとつたやうであります。それに向ひましては、書面をもちまして、合理化をすることはいいが、合理化の名前によつて従業員を整理するといふことはやめてもらいたいといふことを申し上げたやうなわけでありまして、しかしながら、今日不況になりました結果はどうかと申しますと、いろいろその原因は好況であつた、それがためにいろいろの施設もふやしたのであります。好況のときには、会社経営者の人的要素を見ますといふと、経営者といふものと従業員といふものと株

主といふものとが、この三つが一つの経営の主体になつていふやうであります。それが、それで好況のときには、株主は腹一ぱい配当を取り、従業員は普通より以上の報酬を取り、経営者はより以上の賞与を得るというふうなことも事実であるわけでありまして、一応やはり不況になれば、株主もある程度配当を遠慮し、従業員もある程度自分の収入は減るといふことを覚悟して、いわゆる三者が協力してやはりこの不況を乗り切つてもらいたいといふ考えでありまして、これをひとり労働者へののみ、あるいは従業員へののみ負荷せしめるといふことは断じてとらないように、行政指導をしていきたいと存じております。

○島清君 ただいま不況克服のための企業合理化に際しては、そのしわ寄せをひとり労働者に転嫁することのないように指導していきたいといふ大臣の御答弁、非常に満足するものではございませんが、操短の問題につきましましては、もう操短といふのは、私たちの常識的な判断からいたしますと、これは一時的なものでなければならぬ。しかしながら、通産省が操短の命令を出しにしましてから、すでにもう一年以上経過をいたしております。一年以上経過をいたしておりますけれども、しかしながら、何らその操短の効果が出ていない。これは操短の方法にも悪い面もありまして、しかしながら、操短を命令しておきながら、操短の効果が出てきてないといふことになりましますといふと、それは命令をして一カ月くらい経過すれば、大体操短の効果といふものがどういふふうに表わ

れてきているかといふことは、大體理解できるはずでございます。ところが、今も大臣が操短をやつていきなり、やつていかなければならぬでしようが、操短をやらせる、そうして、それでなおかつ見込みのないものは買ひ上げるということなんです。しかしながら、操短といふのは、私のたいてい申し上げた通り、一時的なものであると思ふ。一年以上も操短が続きますといふと、これはもう恒久的な、長い間の対策が私は必要になつてくると思ふのです。そこで操短といふものを、大臣は一体一時的なものとしてごらんになつておられるのか、把握しておられるのか、それとも纖維産業に見ましますところの一年以上のこの操短命令が、何の効果もたらさずにするやうなときでござりまするけれども、これを一時的なものとしてこのままの政策で乗り切れると思はれておられるのかどうか、この点について所信を承わりたいと思ひます。

○國務大臣(高橋達之助君) 従前の操短といふのは、一カ月ないし六カ月ずつと大體の見当はつく、それで結論が出たのであります。今日の經濟情勢の推移から考へるといふと、逐次在庫品も減つていくわけなんです。現在、操短といふものが永久的なものであるから、施策をどうこう加へるといふ時期までにはまだ考へておりませんが、幸いに幾らかずつ在庫が減つていくやうであります。一方纖維産業といふものをもう少し高度から見まして、そして天然纖維、合成纖維等がどういふふうな状態にあるべきものかといふことを、將來これをどう

いうふうに導いていくべきものかということにつきましては、どうしてもここで結論をつける必要があると存じまして、最近に政府におきましては、繊維産業総合対策懇談会というものを作りました。ここにおいて業界の皆さんの御意見を聞き、学識経験者の意見を聞いて、そしてそこで考えていきたい。そしてその際に将来はどうなるだろうかというふうな点も考慮していきたいと存じております。わけでありまして、だから、今さしあたりすぐに現在の設備はもう永久の過剰である、従って、ここでどうしようしなければならぬというまでは踏み切りはついていないわけなんです。

○島清君 今大臣がおっしゃいました繊維産業懇談会でございますが、これはいつごろ発足いたしましたか、そしてそれはどのような機構で、どういふふうに通達されるのでございましょうか。そうしてその機構内のメンバーはどういったような階層の代表者の方々によって構成されておりましたか。

○説明員(今井善衛君) 大体その懇談会はこの月末に発足したと思っております。メンバーとしては、業界から約十人、学識経験者約五人程度を予定しております。業界と申しますと紡績機械、それから貿易業者、そしていろいろな団体の首脳者をもって構成したいと、かようにまあ考えておる次第でございます。

○島清君 業界といいますが場合には、労働組合などは入らないのが通説なんですか、労働組合なども入るわけなんですか。

○説明員(今井善衛君) 繊維関係の労働者の組合の代表者を一名入れたらいいと思います。

○島清君 それはどういふような名称のもとに労働組合の代表が入ってこれるのでございますか。学識経験者ですか、それとも業界代表でございますか。

○説明員(今井善衛君) まあこの人は業界だ、この人は学識経験者だといふふうに分けますと、その労働者代表といふものは非常にむずかしいことにならるわけでございますが、とにかく一人入ります。

○島清君 今井さんは政治家みたいなことをおっしゃるので、やっぱりあなたたちの方の学識経験者であるとか業界とかワクをきめれば、やっぱりそのワクに制約を受けるのでございまして、ですから、そうなりますと、あなたたちの考えておられることは、そのワク外にも適当な名称がつけれないというならば、オブザーバーとか何とかいうことを考えておられると思うのですが、これは私は繊維産業労働者代表というふうにしてやっぱりおっしゃっていただかないと、労働者代表が大手をふってこの中に入っていくのじゃないか。そうして協力というふうな愛いがあるわけなんですか、いふうな愛いがあるわけなんですか。

○国務大臣(高橋達之助君) これは発足に当りまして私が提案したのであります。どうしても従業員の代表といふものを一人入れる必要があるということ、学識経験者と業界の代表といふもの、天然繊維の方とそれから合成繊維の方、いろいろな業者がいるもの、それから、そういう人もやはり入らなくてはならない、こういうことになってございまして、しいて名前を言

えば、学識経験者の中に労働代表の方も入っていただく、従業員の代表の方も入っていただく、これをしていいと思っております。そして、そういう名前をつけないでも、懇談会のメンバーとして、ただ組み立て方をどういふ方面からとるか、こういうことでありますから、そういう意味で御理解をお願いしたい、こう存するわけでございます。

○島清君 まあ大体そういう工合に了解をさしていただきまして、その懇談会の中には繊維産業の不況を乗り切るにはどうしてもやっぱり労働者の協力が必要である。そこで名称のいかんにかかわらず、大臣と質問者であります私の意見が同一でございまして、必ず労働者の代表を入れて、そして不況克服のための懇談会を発足すると、こういう意味に了解しておきます。

それで大変にうなづいて、大臣から非常にすなおに御答弁いただいておりますので、まあ大体こちらでめりやうと思っておりますが、もう一点だけお尋ねをいたしておきたいのは、操短をやりになりまする場合に、命令をされま

すが、これは企業を防御するために、乗り切るための一時的なものであるのか。操短をやりますが、まあ操短を追求しなければならぬ企業の前上、利潤を追求しなければならぬというふうな考えで操短の指導をしておられるのかどうか、この点は御答弁にならないで、答弁は明らかでないでございまして、後日その不況産業の対策をお尋ねいたしまする場合に、非常に重要になって参りまするの

で、この基本的な考え方を承わっていただきたいと思つてます。

○国務大臣(高橋達之助君) それはまあ利潤追求といふことのために操短をするといふことは断じて許さなかつてもりでございます。あるいは結果において今の損がいつていけるものをこれがある程度損を取り戻すといふことのために、結果はあるいは利潤追求と見られる点があるかもしれませんが、目的とするところは利潤追求といふことになれば、さなきだにできるだけ数量を少くして値を上げたがるといふことは今日の資本主義経済の欠陥でございまして、そういうことのないように十分努力をしたい、そういうことは断じて許さなかつてもりでございます。

○島清君 質問を、もつと聞きたい点もあるわけでございますけれども、きょうはこの程度にとどめておきます。そして提案をさしていただきたいと思つておりますが、私はこの繊維産業の不況が政府の怠慢にもよると、こういふふうには大臣に御質問を申し上げたわけでございますが、それについては大臣みずから御答弁にはなりません。そこで私は政府の怠慢であるといふようなことが果して私の独自のなきめ方であるかどうかといふようなことについても、さらに業界の諸君にただしておきたいと思つてます。さらにはまた、この不況産業を乗り切るためににはどうしなければならぬかといふことについては、せっかく通産省におきましては業界に懇談会を発足せしめようといふような折からでございまして、本委員会においても、やっぱりその業界の意見を聞いてみる必要があろうと思つてます。そこで委員長並

びに委員の皆様方にお願ひをしておきたいことは、ただいまの質問はここで打ち切りますけれども、どうかすみやかなる早い機会におきまして、業界代表を招致をいたしまして、そしてそこで業界の実情と意見を聞かしていただくといふような機会を作つていただきますようにお願いを申し上げます。きょうはこれで質問を打ち切ります。

○委員長(田畑金光君) ただいまの島君の御要望については、後刻理事会等を持ちまして、御希望に沿うように善処したいと思つてます。

○島清君 お願ひします。

○大竹平八郎君 私は通産大臣に三pointsだけきわめて簡単にお尋ねをいたしたいのであります。いずれも非常に当面の問題でありますので、特に本日御答弁をお願いしたいと思つておりますが、まず第一は、船舶の国際入札の問題なんです。日本の輸出に對します船舶の輸出の重点策は私はここでちやうちやうを要すまでもないわけでありまして、この前経済基盤強化の問題の本委員会と大蔵委員会との連合会の際にも、私大蔵大臣に質問申し上げたのであります。この問題が実は最近具体的になる状況にあるのであります。というのは、台湾から最近金額にいたしまして二千五百萬ドル、一萬トン級がたしか三ばかり四は、その他全部で九隻ぐらいの国際入札が開かれんとしておるわけなんです。台湾方面といたしましては、従来の日本との関係から、ことに日本の船舶技術という点につきましては、できるだけ日本に注文をしたいといふような意向を内々私どもは聞いておるのであ

ります、しかしこれはあくまでも国際入札なんでありまして、国際入札になりまして、むしろ技術の点といま一つ大きな問題は、支払いの関係の問題なのであります。情報によりまして、イタリヤあたりは非常に大幅な延べ払いをもつて臨もうとしておるようなこともまた情報によつて私どもも知つておるのであります。この際、この膨大な船を日本が注文を受け取るということは、政府の考へております輸出増進に非常な役に立つことであるので、従いまして、政府としても相当な態度をもつてこれは臨まなければならぬと思つておるわけでありまして。この際、大臣のこれに対する一つ所見を承わつておきたいと思ひます。

○国務大臣(高橋達之助君) この二、三年前は世界の景気が非常によくて、海運界がよかつた結果、日本の船舶に對する注文は応じ切れなほだたくさんあつたのであります。その当時の支払い条件を、今日不況になつて船舶の注文が、減つてきておるときに、同様に維持することもできないわけでありまして、これは頭金を幾らにして、どのくらい延べ払いにするかというのを今ここで標準的に申し上げることは大へん困難であります。ケース・バイ・ケースによつて、あるいはある程度の頭金を取り、期間も相当長期に支払いの条件をきめる必要があると、こゝろ思つてゐるわけなのであります。

また、この延べ払いの際における輸出入銀行の金融の点等につきましても、これはできるだけ輸出銀行の資金源をふやすことにいたしまして、従前、支払い金額の五〇%を輸出入銀行が持ち、五〇%を市中銀行にするとかいうようなこともあつたやうであります。あるいは、場合によつて、これは輸出入銀行の負担額をもつと減すといふやうなことも出るだらうと思ひますが、これは場合によれば輸出入銀行の負担額をもつとふやしていつて、あるいは八〇%に對する民間の二〇%にするとか、それはケース・バイ・ケースで臨んでいきたいと、こゝろ存するわけなのであります。ある程度延べ払いのことは実行したいと思つております。

○大竹平八郎君 経済人として長い間経歴を持つておられる通産大臣の今のお言葉は、私ども非常に信じまして、ぜひそゝういふ方向で、この問題が具体化したときには一つ當つていただきたいと、こゝろ思つてゐるわけでありまして。その次には、これまで非常な緊急の問題でありまして、第十四次船の問題の中に、例の鉄鋼船の問題があるわけなのであります。一説には、これが第十四次船の中に五は、通産省といひますか、あるいは通産省が鉄鋼業者の要望を入れてと言つた方がいゝでありまして、五は、いゝ何か作られるといふに聞かされておるのです。最近の情報によると、さらにこれが三はに減つたといふのであります。これは實際問題として通産省としてはどういふ見解を持つておられるのか、これをこの際一つ明らかにしていただきたいと思ひます。

○国務大臣(高橋達之助君) 私どもの考え方では、現在の船舶界が不況であるといふやうなことに、かんがみまして、この際、製鉄事業の合理化をす。今日まで運搬してあります鉄石といふものは、普通の運搬船を使つております結果、相当運賃が高くなりまして、この結果、これを専用船を使うことによつて運賃がよほどセーブするのではないかと、こゝろ思つてゐるわけでありまして、できるだけ私どもは、通産省といひますれば、むしろ五は五はなら五は、できるだけよいけい作つてもらいたい、こゝろ思つてゐるのです。それは要するに、しかし一般の造船界と申しますか、船舶界の形勢等にもよることでありまして、打ち合せてやつていきたいと思ひますが、私どもはできるだけ敷をふやしていききたいと思ひます。

○大竹平八郎君 そろそろと、今の鉄鋼船はまだ本まきまりになつていない、こゝろいふことになりました。うございませぬ。

○国務大臣(高橋達之助君) その通りでございます。

○大竹平八郎君 それではさらにいまい、これは全然違ふのであります。一点、これは全然違ふのであります。政府が三十一億五千万ドルをぜひ一つ実現しようといふ点において諸般の施策をとられておるというところはよく私も知つておるのであります。それで各方面に、経験者を中心にしたしまして、いわゆる貿易使節団と申しまして、だいたい歸つて来ておるやうなものであります。幸いにいたしまして、東南アジアとか、あるいは中東方面は必ずしも日本の貿易が期待通りに御承知の通りになっておりません、アメリカ等は最近非常に好転をしておるといふやうなことで、まあこれは単に自由世界だけでなくて、ソ連方面にまでも行つて來られたのであります。ぜひ一つその貿易使節団の成果と申しまして、うか、そゝういふことにつきまして簡単でよろしくございませぬ。が、これはいづれまたゆつくり局長からでもお伺いいたしますが、大臣が御報告を受けましたことにつきまして、この際、こゝろと明らかにしていただきたいと思ひます。

○国務大臣(高橋達之助君) ただいま政府といたしまして、貿易調査団を出しておりますのは、蒙州とアメリカと欧州でございます。これはいづれも——蒙州は九月二十六日に立ちまして、この十月の月末に歸つて来るわけでありまして。アメリカの方はこの月の七日に立ちまして十一月の末に歸つて来ることになっております。ヨーロッパの方はこの二日に立ちまして十二月の初めに歸ることになっておりまして、まだ政府から出した使節団は歸つていないわけでありまして。

○海野三朗君 まず、通産大臣にお伺いしますが、貿易振興といふことを非常に随所にうたつておられますが、中共との関係で岸總理がいろいろことを言つたことは非常にマイナスイメージな感じが、百害あつて一利ないじゃないかと考へておるのです。この点に對しては、通産大臣はどういふふうにお考へになつておられますか。あるいは貿易品物が足りないとか、あるいは貿易額が少いとかという理由であるとするならば、それは大へんな間違ひであつて、中共に對してはどういふふうにお考へておられるのでしょうか。その所信を承わりたい。

○国務大臣(高橋達之助君) 昨日來新聞に出ておりますアメリカの通信員が無責任なる放送をした結果、岸總理に非常な迷惑を來したておるといふことは、御承知の通りでございますが、こゝろいふやうなことにございましては、私はアメリカ自体においてもあまり問題にしませんし、中共においては、これはこれを政治的に多少利用するかも存じませんが、従前から中共のやつておられますことから申しますれば、ああいふやうな流言が流れるといふことは必ずしも有利ではないと存じますけれども、そんなにあれがために大きな変化を來たすとは私は存じておりません。しかし、いづれにいたしましても、ああいふやうな流言が出るというところは、できるだけ誠意をもつてこれを訂正するといふことをする必要があらうと存じます。

○海野三朗君 この間四月の末に中共に私は行つて参りました。その際に、天津に船が着いたのであります。天津に着いてゐる船はイギリスの船ばかりなんです。日本の船は一艘も着いておりません。そして中共の人間は岸信介の内閣は戦争をたくらんでおるといふことを公言しておられます。一般に非常に悪いです。そのときも遺憾を持つて行つたのであります。そのときの團長は自民党の佐藤清一郎君、副團長は私、至るところで岸信介の罪過をあげておるのです。そしてこれは結局中共に對しては同情がないのじゃないか、常にこれは戦争を考へてゐるのではないか、こゝろいふことを人民日報にも述べられておるのであります。こゝろいふやうなものにおいて、通産大臣としてはどういふやうな一体お考へを持つておられますか、これを所信を承わりたい。

○海野三朗君 あなたのほんとうの信念を伺いたい。

今海野さんの御質問のことにつきましては、私は、中共側において、ときどき岸総理は、岸内閣は中共に対して戦争行為をするのだということをくらんでおる、こういうふうに解釈されるような通信もよく耳にいたします。のですが、岸総理は国会においても再三弁明いたしております通りに、岸内閣といたしましては、断じて中共を敵国として戦うというふうな考えはないということは、何べんも繰り返してこれ以上よく誤解を解くようにいたしたいと、こう存するわけで、今日現地にお

○海野三郎君 このことにつぎましては、中共では貿易を、日本に対する輸入の貿易はもうストップしてしまふ、そして西歐の方に盛んにやつておる。西歐のイギリスはどういうふうにやつていますか。イギリスはすでにイギリスはなはだずるい。とことろが巧みに、天津に来ているのはイギリスの船ばかりです。そうしてほかの船は来ておりません。そのときに、私

は帳面に控えてきたのであります。イギリスの会社だけです。イギリスの会社でちゃんと船を入れているのです。イギリスがどういふことをやっているか、そういうことを考えないで、ただ日本が、つまり国連で認めないから、侵略国と認めているから、そういうふうりに認めるのだというような岸総理の弁明は、はなはだ當を得ないものと私は思うのです。そういうことに對するあなたの、財界人として今日まで來なすつたあなたとしては、どういふふうにお考へになつてゐるか。そういうふうな場合に対処しては、非常に日本が損をする。昔、食物の配給の時代に、配給だけの食物を食べて死んだ人間がゐる。そういう人間がゐるので、死んだ人間、判事でしたか、検事でしたか、配給のものを食べて死んでしまつた人間がある。ところが、日本はそれでよろしいかといふことをよく考へてもらわなければならぬ。それで岸総理があいいうような言辭を

○国務大臣(高橋達之助君) 私ども、海野さんと同じく、中共との貿易をどうしても一日も早く開始したいという熱意は持っておるのですが、しつかりした一微力で、力がなくて、はなはだ遺憾でございますが、十分努力いたします考えてございます。

○委員長(田畑金光君) 他に御質問もないようですから、本日の委員会は、これで散会いたします。

午後三時四十六分散會

九月二十九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

鉱山保安法の一部を改正する法

法案

金美沙の
一音を可上するは行

釜山保安法の一部を改正する法

第七十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「防止し」を「防止するとともに鍼害を防止し」に改める。
 第九条の次に次の一条を加える。

(集積場等)

第九條の二 鋸業者は、この法律又はこの法律に基く省令により措置を講じなければならぬものとされる捨石又は鋸ざいの集積したものの、坑道その他の省令で定める物件（以下「集積場等」といふ。）については、これを譲渡し又は放棄した後であつても、その措置を講じなければならぬ。

鋤業權の移転であつたときは、

鉦業権者の承継人は、当該鉦業権者の集積場等に係る義務を承継する。

租鉦権の消滅があつたときは、

場等に係る義務を承継する。

第二十五条の次に次の二条を加え

100

は、該鑛業者が該区外又は且該区

外に侵掘したことにより保安（侵

掘した場所における鉱物の掘採に

関する人に対する危害の防止、鉋

物資源の保護、施設の保全及び鉱

害の防止を怠り、山、石、瓦、刀、銃、三、十六、条、第、二、項、に、お、い、て、同、じ、。、を、

害し、又はそのおそれがあると認

2 前条第二項の規定は、前項の規定による命令をしようとするときに準用する。

第二十五条の三 鉱山保安監督部長は、鉱山（侵掘した場所を含む）における被災者を救出するため必要があるとき、は、鉱業権者に対し、必要な措置を講ずることを命ずることができる。

第二十七條第一項本文中「第二十五條第一項」の下に、「第二十五條の第二項」を加え、同項ただし書中「第二十五條第一項」の下に「又は第二十五條の第二項」を加える。

第三十六條第二項中「前項」を「前

「三項」に改め、「第二十五条第一項」の下に、「第二十五条の二第一項又は第二十五条の三」を加え、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

3 被災者を救出するため緊急の必
に侵掘したことにより保安に関し
急迫の危険があるときは、鉱務監
督官は、第二十五条の二第一項に
規定する鉱山保安監督部長の権限
を行うことができる。

要があるときは、鉾務監督官は、第二十五条の三に規定する鉾山保安監督部長の権限を行うことができる。

第四十四条ただし書を削る。

第五十一条中「第四十二条第二項」を「第四十一条、第四十二条第二項」に改める。

第五十五条第二号中「第二十五条第一項」の下に、「第二十五条の二第一項、第二十五条の三」を加える。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の際現に中央協議会又は地方協議会の委員となつてゐる者は、改正後の第五十一条の規定の適用については、この法律の施行の日を選任されたものとみなす。

鉱業法の一部を改正する法律案

鉱業法の一部を改正する法律案

鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

第三十二条の次に次の一条を加える。

第三十二条の二 通商産業局長は、第五十五条の規定により採掘権の取消をした場合において、その取消の日から六十日以内に、その採掘権の目的となつてゐた鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物を目的とする鉱業権の設定の出願があつたときは、その取り消した採掘権の鉱区に該当する部分については、その出願を許可してはならない。

第百八十七条中第一項「若しくは決定」を削る。

第百八十九条中「第二十一条第一項の許可の通知、第二十五条第一項の規定による通知又は第三十七条第一項、第三十八条第一項、第三十九条第一項、第四十条第一項、第四十一条第一項、第四十二条第一項若しくは第百八十三条の規定による命令」を「第二十一条第一項（第三十六条第

二項、第四十五条第三項又は第五十条第三項において準用する場合を含む。）、第五十二条、第五十五条、第八十三条第一項若しくは第百八十四条の規定による処分」の通知、第二十五条第一項、第四十条第二項（第五十六條において準用する場合を含む。）、第四十七條第三項（第六十四條の二第二項又は第六十六條第五項において準用する場合を含む。）、第五十七條第一項、第九十一条第二項、第一百一条第二項若しくは第百六条第三項の規定による通知、第三十七條第一項、第三十八條第一項、第三十九條第一項、第四十八條第一項、第四十九條第一項、第百八十二条若しくは第百八十三条の規定による命令又は第四十七條第五項（第六十四條の二第二項又は第六十六條第五項において準用する場合を含む。）を含む。）」

第百九十一条第一項中「三年」を「五年」に、「三十万円」を「五十万円」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第百九十一条の二 前条第一項第一号の犯罪に係る鉱物を、情を知つて運搬し、保管し、有償若しくは無償で取得し、又は処分の媒介若しくはあつせんをした者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

附則

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

九月三十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案

下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第二百十号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「修理委託をした場合」を「修理委託をする場合」に改める。

第三条中「下請代金の額」を「受領の時期並びに下請代金の額及び支払の時期」に改める。

第四条中「修理委託をした場合」を「修理委託をする場合」に改め、同条第三号中「理由がないのに」の下に「製造委託又は修理委託をした後」を加え、同条に次の三号を加える。

五 下請事業者の給付の内容とならざるべき物又は役務と同種又は類似の物又は役務に對し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めること。

六 下請事業者の給付の内容を均質にし又はその改善を図るため必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、自己又は

自己の指定する者の所有する物の購入を強制すること。

七 親事業者が第一号若しくは第二号に掲げる行為をしてゐる場合若しくは第三号から前号までに掲げる行為をした場合に下請事業者が公正取引委員会、中小企業庁長官若しくは親事業者に對しその行為について適当な措置をとるべきことを求めたこと又は親事業者が第三号から前号までに掲げる行為をしやうとした場合に下請事業者がこれを妨げたことを理由として、不利益な取扱をする。

第六条中「若しくは第二号」を「第二号若しくは第七号」に、「若しくは第四号」を「から第六号まで」に改める。

第七条を次のように改める。

第七條 公正取引委員会は、親事業者が第四條第一號、第二號又は第七號に掲げる行為をしてゐると認めるときは、その親事業者に對し、すみやかにその下請事業者の給付を受領し、その下請代金を支払い、又はその不利益な取扱をやめるべきことを勧告することができ

る。

2 公正取引委員会は、親事業者が第四條第三號から第六號までに掲げる行為をしたと認めるときは、その親事業者に對し、すみやかにその減じた額を支払い、その下請事業者の給付に係る物を再び引き取り、その下請代金の額を引き上げ、又はその購入させた物を引き取るべきことを勧告することができ

る。

3 公正取引委員会は、前二項の規定による勧告をした場合において親事業者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

附則

この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

十月二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、輕機械の輸出の振興に関する法律案

輕機械の輸出の振興に関する法律案

輕機械の輸出の振興に関する法律案

輕機械の輸出の振興に関する法律案

輕機械の輸出の振興に関する法律案

輕機械の輸出の振興に関する法律案

輕機械の輸出の振興に関する法律案

輕機械の輸出の振興に関する法律案

輕機械の輸出の振興に関する法律案

輕機械の輸出の振興に関する法律案

輕機械の輸出の振興に関する法律案

輕機械の輸出の振興に関する法律案

輕機械の輸出の振興に関する法律案

輕機械の輸出の振興に関する法律案

出貿易の健全な発展に対して生じている著しい支障を除去するため、その製造業者の登録を行うことによりこれらの品質の向上を図るとともに、輸出振興事業協会の設立して軽機械の輸出の振興に関する業務を行わせ、もつて軽機械の輸出を振興し、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「軽機械」とは、小型軽量の機械であつて、その製造業者の大部分が中小企業者（中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十一年法律第八十五号）第五条に規定する中小企業者をいう。）であり、主として他の者から購入した部品を組み立てることによつて製造され、かつ、その相当部分が輸出向に出荷されるものについて、別表で定めるものをいう。

2 この法律で「軽機械部品」とは、軽機械の主要部分を構成する部品であつて、政令で指定するものをいう。

第二章 登録

(登録)

第三条 軽機械又は軽機械部品の製造の事業を行おうとする者は、通商産業省令で定める区分に従い、その製造の用に供する事業場ごとに、通商産業大臣の登録を受けることができる。

(表示)

第四条 前条の規定により軽機械の製造の事業の登録を受けた者は、その登録に係る事業場で製造した

軽機械であつて、次項の規定に基づく特別の表示が附された軽機械部品を使用したものに、その軽機械が登録を受けた軽機械の製造業者の製造したものであることを示す特別の表示を附することができ、この場合において、この法律の施行後において指定された軽機械部品については、当該指定の日から起算して三月間は、次項の規定に基づく特別の表示が附されたものであることを要しない。

2 前条の規定により軽機械部品の製造の事業の登録を受けた者は、その登録に係る事業場で製造した軽機械部品に、その軽機械部品が登録を受けた軽機械部品の製造業者の製造したものであることを示す特別の表示を附することができ、

3 前二項の特別の表示に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

4 何人も、第一項又は第二項の規定に基いてする場合を除き、軽機械又は軽機械部品に、第一項若しくは第二項の特別の表示を附し、又はこれと紛らわしい表示を附してはならない。

(輸出の制限)

第五条 軽機械又は軽機械部品（軽機械の未完成品に使用されている軽機械部品を含む。以下この項において同じ。）は、前条第一項又は第二項の表示が附されたものでなければ、輸出してはならない。ただし、一時的に出国する者が、本人の使用に供することを目的とする軽機械又は軽機械部品であつて必要と認められるものを携帯して

輸出する場合その他通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、この法律の施行後において指定された軽機械部品については、当該指定の日から起算して三月間は、適用しない。

(登録の申請)

第六条 第三条の登録を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 事業場の名称及び所在地

三 製造しようとする軽機械又は軽機械部品の種類及び月間最大製造量

四 通商産業省令で定める製造又は検査のための設備の名称、性能及び数

五 通商産業省令で定める技術者の資格及び数

六 検査方法、品質管理方法その他の品質保持に必要な技術的生産条件であつて通商産業省令で定めるもの

2 前項の申請書には、事業場の図面その他通商産業省令で定める書類を添附しなければならない。

(登録の欠格条項)

第七条 次の各号の一に該当する者は、第三条の登録を受けることができない。

一 この法律の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第十六条第一項の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号の一に該当する者があるもの

(登録の基準)

第八条 通商産業大臣は、登録の申請が次の各号に該当すると認めるときは、登録をしなければならない。

一 第六条第一項第四号の通商産業省令で定める製造又は検査のための設備が、通商産業省令で定める基準に適合していること

二 第六条第一項第五号の通商産業省令で定める技術者が、通商産業省令で定める基準に適合していること

三 第六条第一項第六号の通商産業省令で定める検査方法、品質管理方法その他の品質保持に必要な技術的生産条件が、通商産業省令で定める基準に適合していること

(登録簿)

第九条 通商産業大臣は、登録簿を備え、次の事項を登録しなければならない。

一 登録の年月日及び登録番号

二 第六条第一項各号に掲げる事項

三 第十六条第一項の規定により第四条第一項又は第二項の特別の表示を附してはならない旨を命じたときは、その理由及び期間

四 同

(登録証の交付)

第十条 通商産業大臣は、第三条の

登録をしたときは、申請者に登録証を交付する。

2 登録証には、次の事項を記載しなければならない。

一 登録の年月日及び登録番号

二 氏名又は名称及び住所

三 事業場の名称及び所在地

四 製造しようとする軽機械又は軽機械部品の種類

(承継)

第十一条 第三条の登録を受けた者（以下「登録事業者」という。）が当該登録に係る事業の全部を譲渡し、又は登録事業者について相続若しくは合併があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人が第七条各号の一に該当するときは、この限りでない。

(変更の届出等)

第十二条 登録事業者は、第六条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、変更の日から二十日以内に、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。この場合において、登録証に記載された事項に変更があつた登録事業者は、当該届出にその登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。

2 前項の場合において、前条の規定により登録事業者の地位を承継

した者は、その事実を証する書面を提出しなければならない。

(廃止の届出)

第十三条 登録事業者は、その事業を廃止したときは、廃止の日から二十日以内に、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(登録証の再交付)

第十四条 登録事業者は、登録証をよこし、損じ、又は失つたときは、通商産業大臣に申請し、その再交付を受けることができる。

(登録の失効)

第十五条 登録事業者がその事業を廃止したときは、登録は、その効力を失う。

(登録の取消等)

第十六条 通商産業大臣は、登録事業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて、その者の製造に係る軽機械若しくは軽機械部品に第四條第一項若しくは第二項の特別の表示を附してはならない旨を命ずることができる。

一 この法律又はこの法律に基づく処分違反したとき。

二 第七條第三号に該当するに至つたとき。

三 不正の手段によつて登録を受けたとき。

2 通商産業大臣は、登録事業者が第八條各号の一に該当しなくなつたと認めるときは、その登録事業者に対し、六月以内の期間を定めて、必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(登録の削除)

第十七条 通商産業大臣は、登録事業者の登録がその効力を失つたと

きは、その登録を削除しなければならない。

(登録証の返納)

第十八条 登録事業者は、その登録が効力を失つたときは、効力を失つた日から二十日以内に、通商産業大臣にその登録証を返納しなければならない。

(登録の停止等)

第十九条 通商産業大臣は、中小企業団体の組織に関する法律第五十六條又は第五十七條の規定により、軽機械の製造又は出荷の制限に関する命令をするに際し、又は命令をした後において、特に必要があると認めるときは、その命令の有効期間中に限り、第八條の規定にかかわらず、その命令に係る軽機械の製造の事業を行おうとする者について、第三條の登録を停止することができる。

2 通商産業大臣は、中小企業団体の組織に関する法律第五十八條の規定により、軽機械部品の製造設備の新設の制限又は禁止の命令をした場合においては、第八條の規定にかかわらず、その命令に違反した申請については、第三條の登録をしてはならない。

3 通商産業大臣は、第一項の規定により登録を停止するときは、その旨を告示しなければならない。

(登録の再開)

第二十条 通商産業大臣は、前条第一項の規定により登録を停止した後において、その要件となつた事実が消滅したと認めるときは、登録を再開しなければならない。

2 前条第三項の規定は、前項の規定により登録を再開するときに準用する。

(登録簿の謄本等)

第二十一条 何人も、通商産業大臣に対し、登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求することができる。

(手数料)

第二十二条 次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額の手料を納めなければならない。

納付しなければならない者	金 額
一 第三條の登録を受けようとする者	一件につき 四千元
二 登録証の訂正又は再交付を受けようとする者	一件につき 二百円
三 登録簿の謄本の交付を請求しようとする者	一枚につき 二十円
四 登録簿の閲覧を請求しようとする者	一回につき 二十円

(省令への委任)

第二十三条 この章に定めるものは、登録の手続、登録簿の様式

定にかかわらず、その命令に違反した申請については、第三條の登録をしてはならない。

(目的)

第二十四条 輸出振興事業協会は、軽機械の輸出の振興に関する業務を行うことを目的とする。

(法人格)

第二十五条 輸出振興事業協会（以下「協会」という。）は、法人とする。

(種類)

第二十六条 協会は、別表に掲げる軽機械ごとに一を限り、設立されるものとする。

(名称)

第二十七条 協会は、その名称中に、輸出振興事業協会という文字を用いなければならない。

(登記)

第二十八条 協会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければならない。これをもつて第三者に対抗することができるでない。

(定款)

第二十九条 協会の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 役員に関する事項

五 総代会に関する事項
六 評議員会に関する事項

第三章 輸出振興事業協会
第一節 総則

(目的)

第二十四条 輸出振興事業協会は、軽機械の輸出の振興に関する業務を行うことを目的とする。

(法人格)

第二十五条 輸出振興事業協会（以下「協会」という。）は、法人とする。

(種類)

第二十六条 協会は、別表に掲げる軽機械ごとに一を限り、設立されるものとする。

(名称)

第二十七条 協会は、その名称中に、輸出振興事業協会という文字を用いなければならない。

(登記)

第二十八条 協会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければならない。これをもつて第三者に対抗することができるでない。

(定款)

第二十九条 協会の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 役員に関する事項

五 総代会に関する事項
六 評議員会に関する事項

七 業務及びその執行に関する事項
八 会計に関する事項
九 公告の方法

(協会の定款の変更)

2 協会の定款の変更は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(民法の準用)

第三十条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、協会に準用する。

(役員)

第三十一条 協会に、役員として、会長一人、理事五人以内及び監事二人以内を置く。

(会長)

2 会長は、協会を代表し、その業務を総理する。

(理事)

3 理事は、定款で定めるところにより、会長を補佐して協会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、協会の業務を監査する。

第三十二条 会長及び監事は、総代会が推薦した者のうちから、通商産業大臣が任命する。

2 理事は、総代会の同意を得て、会長が任命する。

3 役員は、再任されることができない。

4 役員は、再任されることができない。

(総代会)

第三十三条 協会に、総代会を置く。

2 総代会は、十人以上二十人以上以内において定款で定める数の総代をもつて組織する。

3 総代会に議長を置き、総代がこれを互選する。 4 議長は、総代会の会務を総理する。 5 総代会は、あらかじめ総代のうちから、議長に事故がある場合にその職務を代行する者を定めておかなければならない。 (総代) 第三十四条 総代は、定款で定めるところにより、協会の業務に係る軽機械の登録事業者が当該登録事業者のうちから選挙する。 2 総代の選挙は、無記名投票によつて行ふ。 3 投票は、登録事業者一人につき一票とする。 4 総代の任期は、二年以内において定款で定める期間とする。 (総代会の権限) 第三十五条 次の事項は、総代会の議決を経なければならない。 一 定款の変更 二 負担金の額及び徴収の方法 三 会計の処理に関する規則の制定及び変更 四 収支予算及び決算 五 第四十六条第一項第一号から第四号までに掲げる業務に係る事業計画の作成及び変更 (総代会の議事) 第三十六条 総代会は、総代の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。 2 総代会の議事は、出席した総代の過半数をもつて決する。可否同数のときは、議長が決する。 (評議員会) 第三十七条 協会に、評議員会を置く。	2 評議員会は、会長の諮問に応じ、協会の業務の運営に関する重要事項を調査審議する。 3 評議員会は、前項の事項に関し、会長に意見を述べることができ、若し。 4 評議員会は、評議員十五人以内をもつて組織する。 5 評議員は、協会の業務に係る軽機械に関し学識経験のある者のうちから、通商産業大臣の承認を受けて、会長が任命する。 6 評議員の任期は、一年とする。 7 評議員は、再任されることができ、若し。 (報酬) 第三十八条 総代及び評議員は、報酬を受けない。ただし、旅費その他業務の遂行に伴う実費を受けるものとする。 (役員等の欠格事項) 第三十九条 次の各号の一に該当する者は、役員又は評議員となることができない。 一 国務大臣若しくは国会議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは地方公共団体の長 二 政府又は地方公共団体の職員(教育公務員で政令で定める者及び非常勤の者を除く。) (役員の解任) 第四十条 通商産業大臣は、会長又は監事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。 2 会長は、理事又は評議員が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。	第四十一条 通商産業大臣は、会長若しくは監事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は会長若しくは監事に職務上の義務違反その他会長若しくは監事たるに適しない非行があるとき、これを解任することができる。 2 会長は、理事若しくは評議員が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事若しくは評議員に職務上の義務違反その他理事若しくは評議員たるに適しない非行があると認めるときは、理事にあつては総代会の同意、評議員にあつては通商産業大臣の承認を得て、これを解任することができる。 (役員等の兼職禁止) 第四十二条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、通商産業大臣が役員としての職務の執行に支障がないものと認めて承認したときは、この限りでない。 (代表権の制限) 第四十三条 協会と会長との利益が相反する事項については、会長は、代表権を有しない。この場合は、監事が協会を代表する。 (代理人の選任) 第四十四条 会長は、理事又は協会の職員のうちから、協会の主たる事務所又は従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。	(役員等の秘密保持義務) 第四十五条 協会の役員若しくは職員若しくは評議員又はこれらの職員にあつた者は、その職務に関して知得した秘密を漏らし、又は盗用してはならない。 第三節 業務 (業務の範囲) 第四十六条 協会は、第二十四条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一 軽機械に関する海外市場の調査をし、及びその成果を普及すること。 二 海外市場において軽機械の紹介、宣伝及びアフターサービスを行うこと。 三 軽機械の品質の改善に関する調査、試験研究及び指導を行うこと。 四 前各号の業務に附帯する業務 五 前各号に掲げるもののほか、第二十四条の目的を達成するため必要な業務 2 協会は、前項第五号の業務を行おうとするときは、総代会の議決を経て、通商産業大臣の認可を受けなければならない。 3 協会は、第一項第一号(成果の普及を除く。及び第二号に掲げる業務の実施については、日本貿易振興会に委託してするものとする。 (事業年度) 第四十七条 協会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。 (事業計画等) 第四十八条 協会は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 (負担金) 第四十九条 協会は、第四十六条第一項第一号から第四号までに掲げる業務に必要な費用に充てるため、協会の業務に係る軽機械の登録事業者から、輸出向に出荷される軽機械について、定款で定めるところにより、負担金を徴収することができる。 2 前項の負担金の額及び徴収の方法は、協会が、毎事業年度開始前に、通商産業大臣の認可を受けて定める。この場合において、負担金の額は、輸出向に出荷される軽機械一台につきその種類ごとに政令で定める金額をこえてはならない。 3 協会は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、負担金の額及び徴収の方法を公告しなければならない。 (資金の借入) 第五十条 協会は、資金の借入をしようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。 (準備金) 第五十一条 協会は、定款で定めるところにより、第四十九条第一項の規定により徴収した金額の一部を準備金として積み立てることができる。 (財務諸表) 第五十二条 協会は、毎事業年度経過後二月以内に、財産目録、貸借
---	--	--	---

対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、通商産業大臣の承認を受けなければならぬ。

2 協会は、前項の規定により財務諸表について通商産業大臣の承認を受けようとするときは、これに収支予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添付し、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけないければならない。

(事業報告書)

第五十三條 協会は、毎事業年度経過後二月以内に、事業報告書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

(書類の送付)

第五十四條 協会は、第四十八條又は第五十二條第一項の認可又は承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る事業計画及び収支予算に関する書類又は財務諸表を協会の業務に係る軽機械の登録事業者に送付しなければならない。

2 協会は、前条の規定により事業報告書を作成したときは、当該事業報告書を協会の業務に係る軽機械の登録事業者に送付しなければならない。

(資料の提出の請求)

第五十五條 協会は、第四十九條第一項の規定により負担金を徴収するため必要があると認めるときは、協会の業務に係る軽機械の登録事業者に対し、資料の提出を求めることができる。

(検査の請求)

第五十六條 協会の業務に係る軽機械

の登録事業者は、その総数の十分の一以上の同意を得て、その協会の業務が法令又は定款若しくは会計の処理に関する規則に違反する疑があることを理由として、通商産業大臣にその検査を請求することができる。

2 前項の請求があつたときは、通商産業大臣は、その協会の業務の状況を検査しなければならない。

第四節 監督

第五十七條 協会は、通商産業大臣が監督する。

2 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会に対し、その業務に関する監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第五十八條 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、協会の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四章 雑則

(中小企業安定審議会への諮問)

第五十九條 通商産業大臣は、第十九條第一項の規定により第三條の登録を停止しようとするときは、

中小企業安定審議会に諮問しなければならない。

(報告及び検査)

第六十條 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、登録事業者に対し、その業務に関する報告をさせることができる。

2 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、登録事業者の事業場その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 第五十八條第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査に準用する。

(異議の申立)

第六十一條 第三條又は第六六條の規定による通商産業大臣の処分に対して不服のある者は、その旨を記載した書面をもつて、通商産業大臣に異議の申立をすることができる。

第六十二條 通商産業大臣は、異議の申立を受理したときは、異議の申立をした者に対し、相当な期間において予告した上、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、異議の申立をした者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

て決定し、その写を異議の申立をした者に送付しなければならない。

(解散)

第六十四條 協会の解散については、別に法律で定める。

2 前項の場合において、協会の残余財産は、第四十九條第一項の規定により負担金を納付した軽機械の登録事業者に対し、その納付した負担金の限度において、その納付した額に応じて分配するものとする。

第五章 罰則

第六十五條 協会の役員がいかなる名義をもつてするかを問はず、その協会の事業の範囲外において、貸付をし、若しくは手形の割引をし、又は投機取引のためにその協会の財産を処分したときは、三年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正条がある場合は、同法による。

第六十六條 協会の役員又は職員が、その職務に関して、わいろを受取し、又はこれを要求若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、收受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第六十七條 前条第一項に規定するわいろを供与し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第六十八條 第五條第一項の規定に違反して軽機械又は軽機械部品(軽機械の未完成品品を含む。)を輸出した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

第六十九條 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第四條第四項の規定に違反した者

二 第六六條第一項の規定による第四條第一項又は第二項の特別の表示を附してはならない旨の命令に違反した者

第七十條 第四十五條の規定に違反して、その職務に関して知得した秘密を洩らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第七十一條 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第五十八條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 第六十條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第六十条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第七十二条 第二十七条第二項の規定に違反した者は、一万円以下の罰金に処する。

第七十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第六十八条、第六十九条、第七十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第七十四条 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした協会の役員又は職員を三万円以下の過料に処する。

一 第二十八条第一項の政令に違反して登記することを怠つたとき。

二 第四十六条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

第七十五条 第十二条第一項又は第十三条の規定による届出をせず、又は虚偽の報告をした者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(輸出の制限についての経過規定)
第二条 第五条第一項の規定は、この法律の施行の日から起算して四月間は、適用しない。

(協会の設立)

第三条 協会を設立するには、この法律の施行の日から起算して二月を経過した日の後において、別表に掲げる軽機械ごとに当該軽機械の登録事業者十人以上が発起人となり、定款を作成し、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の発起人が同項の認可を申請するには、あらかじめ、定款作成の基準となるべき事項、発起人が推薦しようとする会長又は監事となるべき者の氏名その他通商産業省令で定める事項を公告して、当該申請の日における当該軽機械の登録事業者の三分の一以上の同意を得なければならない。

3 通商産業大臣は、第一項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

第四条 通商産業大臣は、この法律の施行の日から起算して四月以内に前条第一項の認可の申請がないか、又はその期間内になされたいずれの申請についても同項の認可をすることができなかつたときは、同項に規定する者十人以上に、同項の発起人となり、定款を作成し、通商産業大臣の指定する期日までに同項の認可を申請すべきことを命ずることができる。

2 前条第二項の規定は、前項の規定により前条第一項の認可を申請する場合に、適用しない。

第五条 通商産業大臣は、附則第三条第一項の認可をしたときは、遅滞なく、発起人が推薦した者のうちから、協会の会長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された会長又は監事となるべき者は、協会の成立の時にあっては、この法律の規定により、それぞれ会長又は監事に任命されたものとする。

第六条 発起人は、前条第一項の規定により会長となるべき者が指名されたときは、遅滞なく、その事務を同項の規定により指名された会長となるべき者に引き継がなければならない。

第七条 附則第五条第一項の規定により指名された会長となるべき者は、前条の事務の引継を受けた日より、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第八条 協会は、設立の登記をすることによつて成立する。

(経過規定)
第九条 第二十七条第二項の規定は、この法律の施行の際現にその名称中に輸出振興事業協会の文字を用いている者については、この法律の施行の日から起算して六月間は、適用しない。

第十条 附則第五条第二項の規定により会長又は監事に任命されたものとされた会長又は監事の任期は、第三十二条第三項の規定にかかわらず、一年とする。

第十一条 協会の最初の事業年度は、第四十七条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和三十三年三月三十一日に終るものとする。

第十二条 協会の最初の事業年度については、第四十八条及び第四十九条第二項中「毎事業年度開始前に」とあるのは、「協会の成立後遅滞なく」とする。

(登録税法の一部改正)
第十三条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「石炭鉱業整備事業団」の下に、「輸出振興事業協会」を、「石炭鉱業合理化臨時措置法」の下に、「軽機械の輸出の振興に関する法律」を加える。

(法人税法の一部改正)
第十四条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第九条第六項中「塩業組合」を「輸出振興事業協会、塩業組合」に改める。

(地方税法の一部改正)
第十五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の二十二第四項第六号中「輸出入組合」の下に「並びに輸出振興事業協会」を加える。

(通商産業省設置法の一部改正)
第十六条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第三十一号を削り、第三十二号を第三十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

(中小企業金融公庫法の一部改正)
第十七条 中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号の二の次に次の一号を加える。

四の三 輸出振興事業協会別表
一 家庭用ミシン
二 双眼鏡

十月七日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、輸出入取引法の一部を改正する法律案
輸出入取引法の一部を改正する法律案

輸出入取引法(昭和二十七年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
輸出入取引等の秩序の確立に関する法律

目次中「第七条」を「第七条の二」に、「第七条の二」を「第七条の三」に、「第五章 輸出入組合(第二十条、第二十七条)」を「第五章 輸出入組合(第二十条、第二十七条、貿易連合(第二十七条の二、第二十七条の十六))」に、「第七章 指定機関(第三十二条の三、第三十二条の十三)」を「第七章 指定機関(第三十二条の二、輸出入業者の

製造業者を登録すること。

二条の三(第三十二條の十三)登録(第三十二條の十四)第三十二條の三十」に、「第四十條」を「第四十條の二」に改める。

第一條中「輸入取引」の下に「並びにこれらに係る国内取引」を加える。

第五條の三の見出しを「生産業者等の協定」に改め、同條の次に次の二條を加える。

第五條の四 生産業者は、生産数量の相当部分が輸出されている貨物又は輸出貿易の拡大に寄与することが大きい貨物であつて、政令で定めるものについて、輸出取引における競争が過度に行われ、又は仕向地の輸入取引における競争が実質的に制限されているため、その他これに準ずる原因により、輸出取引の秩序の確立又は輸出貿易の健全な発展に對して著しい支障を生じ、又は生ずるおそれがある場合において、前條第一項の協定又は当該生産業者に係る他の法令の規定による適法な共同行為をもつてしてはこれらの事由を除去することが困難であるときは、通商産業大臣及び当該貨物についての主務大臣の認可を受けて、当該貨物の生産数量若しくは国内取引における価格、数量、品質、意匠その他の事項又は当該貨物の原材料の購入価格、購入数量、購入方法その他の購入に関する事項について協定を締結することができる。ただし、販売方法若しくは購入方法に關する協定であつて当該貨物若しくは当該貨物の原材料の全部若しくは大部分を一の者が販売若しくは購入することとなるもの又は

價格に關する協定を締結することができないのは、技術的理由により当該貨物の生産數量を制限することが著しく困難である場合又は当該貨物の生産數量の制限のみをもつてしてはこれらの事由を除去することが著しく困難である場合に、当該生産數量の制限とともにするに限定する。

2 通商産業大臣及び当該貨物についての主務大臣は、前項の認可の申請に係る協定が次の各号に適合すると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 その内容が前項に規定する事由を除去するため必要な最少限度のものであること。

二 第五條第二項各号に適合すること。

第五條の五 販売業者又は原材料の生産業者は、前條第一項の規定に該當する場合において、同項の協定又は当該販売業者若しくは原材料の生産業者に係る他の法令の規定による適法な共同行為をもつてしては同項に規定する事由を除去することが困難であるときは、通商産業大臣及び当該貨物又は当該貨物の原材料についての主務大臣の認可を受けて、当該貨物の国内取引における価格、数量、品質、意匠その他の事項又は当該貨物の原材料の生産數量若しくは国内取引における価格、数量、品質、意匠その他の事項について協定を締結することができる。

2 前條第二項の規定は、前項の協定に準用する。

第六條第三項中「前條第一項」を「第五條の三第一項」に改め、同條に次の一項を加える。

4 通商産業大臣及び当該貨物又は当該貨物の原材料についての主務大臣は、生産業者又は販売業者若しくは原材料の生産業者が第五條の四第一項又は前條第一項の認可を受けて締結した協定が第五條の四第二項各号に適合するものでなかつたと認めるときは、生産業者又は販売業者若しくは原材料の生産業者に對し、その変更を命じ、又は認可を取り消さなければならぬ。

第七條に次の一項を加える。

4 生産業者又は販売業者若しくは原材料の生産業者は、第五條の四第一項又は第五條の五第一項の認可を受けて締結した協定を廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣及び当該貨物又は当該貨物の原材料についての主務大臣に届け出なければならない。

第七條の二第三項中「前條第二項」を「第七條第二項」に改め、同條を第七條の三とし、第三章中第七條の次に次の一條を加える。

(協定の締結の勧告)

第七條の二 通商産業大臣は、特定の仕向地に輸出する特定の種類の貨物の輸出取引における競争が過度に行われるため、輸出取引の秩序の確立を著しく害し、又は害するおそれがある場合においては、当該仕向地に輸出する当該貨物の輸出業者に対し、第五條第一項又は第五條の二第一項の協定を締結すべきことを勧告することができる。

2 通商産業大臣及び当該貨物についての主務大臣は、前項に規定する場合においては、当該仕向地に輸出すべき当該貨物の生産業者又は販売業者に對し、第五條の三第一項の協定を締結すべきことを勧告することができる。

第十一條第一項中「以外の輸出組合」の下に「(以下「非出資輸出組合」という。）」を加え、「第三号」を「第六号及び第七号」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第七号とし、第一号の次に次の五号を加える。

二 輸出に關する調査、宣伝、あつせん等輸出に關する海外市場の維持及び開拓

三 輸出すべき貨物の價格、品質、意匠その他の事項の改善

四 輸出に關する苦情及び紛争の処理

五 前各号の事業に附帶する事業

六 前四号に掲げるもののほか、輸出組合の所屬員の共通の利益を増進するための施設

第十一條第四項中「当該仕向地に輸出すべき当該貨物の生産業者又は販売業者と」を削り、同條の次に次の一條を加える。

(組合員の遵守すべき事項の設定の勧告)

第十一條の二 通商産業大臣は、特定の仕向地に輸出する特定の種類の貨物の輸出取引における競争が過度に行われるため、輸出取引の秩序の確立を著しく害し、又は害するおそれがある場合においては、当該仕向地に輸出する当該貨物に係る輸出組合に對し、前條第二項又は第四項の組合員の遵守すべき事項を定めるべきことを勧告することができる。

第十五條第一項中「出資輸出組合以外の輸出組合」を「非出資輸出組合」に改める。

第十六條第一項中「出資輸出組合以外の輸出組合を「非出資輸出組合」に改め、同條に次の一項を加える。

8 第一項の規定により非出資輸出組合が事業年度中途において出資輸出組合に移行する場合における法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)及び地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定の適用については、当該事業年度開始の日から移行の日までの期間及び移行の日の翌日から当該事業年度の末日までの期間をそれぞれ一事業年度とみなす。

第十七條を次のように改める。

(非出資輸出組合への移行)

第十七條 出資輸出組合は、定款を変更して、非出資輸出組合に移行することができる。

2 前條第三項から第七項まで並びに中小企業等協同組合法第二十條から第二十二條まで(持分の払戻)、第五十六條及び第五十七條(出資一口の金額の減少)の規定は、前項の規定による非出資輸出組合への移行に準用する。この場合において、前條第三項中「出資の第一回の払戻のあつた日」とあるのは「次條第一項の規定による非出資輸出組合への移行に關する定款の変更について第十九條第一項において準用する中小企業等協

同組合法第五十一條第二項の認可があつた日」と、「新たに登記すべきこととなつた事項を登記しなければならぬ」とあるのは「登記を要しなかつた事項の登記を抹消しなければならぬ」と、同条第六項中「出資の総口数及び出資の第一回の払込のあつたことを証する書面」とあるのは「次条第二項において準用する中小企業等協同組合法第五十六條第二項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときはこれに對し弁済し若しくは担保を供し又は財産を信託したことを証する書面」と、中小企業等協同組合法第二十條第二項中「脱退した事業年度の終」とあるのは「非出資輸出組合への移行の時」と読み替へるものとする。

3 第一項の規定により出資輸出組合が非出資輸出組合に移行する場合における所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）、法人税法及び地方税法の規定の適用については、当該出資輸出組合は、当該非出資輸出組合に移行した時に對して解散したものとみなす。

第十九條第一項中、「第十九條」の下に「（第一項第四号を除く。）を、」第三十五條の下に「（第五項を除く。）を加へ、」第六十二條、第六十三條第一項、第三項及び第四項、第六十四條から第六十六條まで、第六十八條を「第六十二條第一項及び第六十八條を（第二項を除く。）から第六十六條まで、第六十八條第一項に、」同法第三十一條を「同法第二十八條中（前条第一項）とあるの

は「輸出入取引等の秩序の確立に関する法律第十四條第一項」と、第三十一條に改め、第六十三條第三項の下に、第九十七條第三項を加へ、「輸出入取引法」を「輸出入取引等の秩序の確立に関する法律」に、

「出資輸出組合以外の輸出組合」を「非出資輸出組合」に改め、同条第二項中「（第十條（出資）を（第十條第一項から第五項まで（出資）に、」第五十九條第一項及び第二項、第六十條第六十一條を「第五十九條（第三項を除く。）から第六十一條まで」に改め、「九人」との下に「第十八條第一項中（脱退することができる）」とあるのは「脱退することができる」と、

ただし、輸出入取引等の秩序の確立に関する法律第十七條第一項の規定により出資輸出組合が非出資輸出組合に移行する場合においては、移行の時に對しては、その移行の時に脱退することができる」と、第二十條第二項中「（定める）」とあるのは「（定める）」と改め、輸出入取引等の秩序の確立に関する法律第十七條第一項の規定により出資輸出組合が非出資輸出組合に移行する場合においては、移行の時に對する組合財産によつて定める」とを加へる。

第十九條の四第一項中「第七條の二第一項を（第七條の三第一項に、」当該貨物と同種若しくは類似の貨物の需要者若しくは販売業者と輸入するこれらの貨物を（当該貨物と同種若しくは類似の貨物で輸入するもの）に改め、同条第三項中「第七條の二第二項を（第七條の三第二項）に改める。

第十九條の六中「第十一條」の下に「第十一條の二」を加へる。

第二十三條中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加へる。

3 輸出入組合は、第一項に定めるもののほか、次に掲げる事業を行うことができる。ただし、組合員に出資させる輸出入組合（以下「出資輸出組合」といふ。）以外の輸出入組合（以下「非出資輸出組合」といふ。）は、第五号の事業を行うことができない。

一 輸出及び輸入に関する調査、宣伝、あつせん等輸出及び輸入に関する海外市場の維持及び開拓

二 輸出すべき貨物及び輸入すべき貨物の価格、品質、意匠その他の事項の改善

三 輸出及び輸入に関する苦情及び紛争の処理

四 前各号の事業に附帯する事業

五 前四号に掲げるもののほか、輸出入組合の組合員の共通の利益を増進するための施設

第二十七條中「第十四條から第十六條まで、第十八條、第十九條及び第十九條の四第二項を」及び第十九條から第十九條まで」に改める。

第五章の次に次の一章を加へる。

第五章の二 貿易連合

（法人格）

第二十七條の二 貿易連合は、法人とする。

（原則）

一 貿易連合を構成する者（以下「連合員」といふ。）の間における輸出入取引又は輸入取引における過度の競争を防止し、あわせて連合員の経済的地位の向上を図ることを目的とする。

二 連合員の議決権及び選舉権は、平等であること。

（名称）

第二十七條の四 貿易連合は、その名称中に貿易連合という文字を用いなければならない。

2 貿易連合でない者は、その名称中に貿易連合という文字を用いてはならない。

3 貿易連合の名称については、商法（明治三十二年法律第四十八号）第十九條から第二十一條まで（商号）の規定を準用する。

（事業）

第二十七條の五 貿易連合は、貨物の輸出又は輸入及びこれらに附帯する事業を行うものとする。

（連合員の資格）

第二十七條の六 連合員たる資格を有する者は、次に掲げる者であつて、定款で定めるものとする。

一 輸出業者

二 輸入業者

（出資）

第二十七條の七 連合員は、出資一口以上を有しなければならない。

2 出資一口の金額は、均一でなければならない。

3 一連合員の出資口数は、出資総口数の百分の二十五をこえてはならない。ただし、連合員の数が三人以下の場合には、この限りでない。

4 連合員の責任は、その出資額を限度とする。

5 連合員は、出資の払込について、相殺をもつて貿易連合に對抗することができない。

（発起人）

第二十七條の八 貿易連合に設立するには、その連合員とならうとする五人以上の輸出業者又は輸入業者が発起人となることを要する。

（設立の認可）

第二十七條の九 発起人は、創立總會の終了後遅滞なく、定款並びに業務の方法、事業計画、役員の名及び住所その他必要な事項を記載した書面を通商産業大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

2 前項の業務の方法には、貨物の購入及び販売の取引条件及び方法を定めておかなければならない。

3 通商産業大臣は、第一項の認可の申請があつた場合において、設立しようとする貿易連合が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 第二十七條の三各号の要件を備えていること。

二 設立手続並びに定款、業務の方法及び事業計画の内容が法令に違反しないこと。

三 事業を行うために必要な經營的基礎を欠く等その目的を達成することが困難であると認められないこと。

四 国内の關係中小企業者その他の關係事業者又は一般消費者の

利益を不当に害するおそれがないこと。

五 輸出取引又は輸入取引に関する一定の取引分野における競争を事実的に制限するおそれがないこと。

六 その設立が輸出取引又は輸入取引の秩序の確立に寄与するものであること。

(定款)
第二十七条の十 貿易連合の定款には、少なくとも次に掲げる事項を定めなければならない。

一 事業

二 名称

三 事務所の所在地

四 連合員たる資格に関する規定

五 連合員の加入及び脱退に関する規定

六 出資一口の金額及びその払込の方法

七 出資の総口数

八 経費の分担に関する規定

九 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定

十 準備金の額及びその積立の方法

法

十一 連合員の権利義務に関する規定

十二 事業の執行に関する規定

十三 役員に関する規定

十四 会議に関する規定

十五 会計に関する規定

十六 公告の方法

2 前項第一号の事業には、貿易連合が輸出し又は輸入する貨物の種類及び仕向地又は船積地を記載しなければならない。

3 第十五条第二項の規定は、貿易連合の定款に準用する。

(定款又は業務の方法の変更)
第二十七条の十一 定款又は業務の方法の変更は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 第二十七条の九第三項の規定は、前項の認可に準用する。

(定款又は業務の方法の変更命令)
第二十七条の十二 通商産業大臣は、定款又は業務の方法が第二十七条の九第三項各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、貿易連合に対し、その変更を命じなければならない。

(職業の禁止)
第二十七条の十三 連合員は、貿易連合の定款で定める輸出又は輸入に係る貨物と同種の貨物を当該輸出に係る仕向地と同一の地域を仕向地として輸出し、又は当該輸入に係る船積地と同一の地域を船積地として輸入してはならない。ただし、業務の方法で定めるところにより、貿易連合の委託を受けて輸出し又は輸入する場合は、この限りでない。

(連合員に対する売買義務)
第二十七条の十四 貿易連合は、貿易連合が輸出すべき貨物を連合員以外の者から購入し、又は貿易連合が輸入した貨物を連合員以外の者に販売してはならない。ただし、総会の議決を経た場合は、この限りでない。

(解散)
第二十七条の十五 通商産業大臣は、貿易連合が次の各号の一に該当すると認めるときは、その貿易連合の解散を命ずることができる。

一 第二十七条の十二の規定による命令に違反したとき。

二 定款で定める事業以外の事業を行つたとき。

(準用)
第二十七条の十六 中小企業等協同組合法第二條(登記)、第四條第二項(住所)、第十一條から第十三條まで、第十五條から第十八條まで、第十九條(第一項第四号を除く。)、から第二十三條まで(組合員)、第二十七條から第二十九條(第四項を除く。)、まで、第三十條から第三十二條まで(設立)、第三十四條(規約)、第三十五條(第五項を除く。)、から第三十六條の三まで、第三十七條第一項、第三十八條から第四十五條まで(役員等)、第四十六條から第五十條まで、第五十一條第一項、第五十二條から第五十四條まで(総会)、第五十六條、第五十七條(出資一口の金額の減少)、第五十八條第一項から第三項まで(準備金)、第五十九條(第三項を除く。)、から第六十一條まで(剰余金の配当等)、第六十二條第一項及び第二項、第六十三條から第六十六條まで、第六十八條第一項、第六十九條(解散及び清算)、第八十三條(第二項第三号、第三項及び第四項を除く。)、第八十四條から第八十三條まで(登記)、第一百四條、第一百五條、第一百五條の四、第一百六條第一項(雜則)、第一百十五條第二号及び第四号から第十七号まで並びに第一百十五條の二

当すると認めるときは、その貿易連合の解散を命ずることができる。

一 第二十七条の十二の規定による命令に違反したとき。

二 定款で定める事業以外の事業を行つたとき。

(準用)
第二十七条の十六 中小企業等協同組合法第二條(登記)、第四條第二項(住所)、第十一條から第十三條まで、第十五條から第十八條まで、第十九條(第一項第四号を除く。)、から第二十三條まで(組合員)、第二十七條から第二十九條(第四項を除く。)、まで、第三十條から第三十二條まで(設立)、第三十四條(規約)、第三十五條(第五項を除く。)、から第三十六條の三まで、第三十七條第一項、第三十八條から第四十五條まで(役員等)、第四十六條から第五十條まで、第五十一條第一項、第五十二條から第五十四條まで(総会)、第五十六條、第五十七條(出資一口の金額の減少)、第五十八條第一項から第三項まで(準備金)、第五十九條(第三項を除く。)、から第六十一條まで(剰余金の配当等)、第六十二條第一項及び第二項、第六十三條から第六十六條まで、第六十八條第一項、第六十九條(解散及び清算)、第八十三條(第二項第三号、第三項及び第四項を除く。)、第八十四條から第八十三條まで(登記)、第一百四條、第一百五條、第一百五條の四、第一百六條第一項(雜則)、第一百十五條第二号及び第四号から第十七号まで並びに第一百十五條の二

(罰則)の規定は、貿易連合に準用する。この場合において、同法第十九條第二項第一号中「組合の施設を利用しない」とあるのは「貿易連合と取引をしない」と、同項第二号中「出資の払込、経費の支払その他の組合に対する義務を怠つた組合員」とあるのは「出資の払込、経費の支払その他の貿易連合に対する義務を怠つた連合員又は輸出取引等の秩序の確立に関する法律第二十七條の十三の規定に違反した連合員」と、第三十一條、第三十五條の二、第四十八條、第六十二條第二項、第六十三條第三項、第九十七條第三項、第一百四條、第一百五條、第一百五條の四及び第六十六條第一項中「行政庁」とあるのは「通商産業大臣」と、第五十一條第一項第一号及び第五十三條第一号中「定款」とあるのは「定款及び業務の方法」と、第五十九條第二項中「組合員が組合の事業を利用した分量」とあるのは「連合員が貿易連合と行つた取引の額」と、第六十二條第一項第五号中「第六十六條第二項」とあるのは「輸出取引等の秩序の確立に関する法律第二十七條の十五」と、第九十二條第二項中「事業協同組合登記簿、事業協同組合登記簿、火災共済協同組合登記簿、信用協同組合登記簿、中小企業等協同組合連合会登記簿、企業組合登記簿及び中小企業団体中央会登記簿」とあるのは「貿易連合登記簿」と、第一百五條の二中「第六條第三項」とあるのは「輸出取引等の秩序の確立に関する法律第二十七條の四第三項」と読み替へるものとする。

第二十八條第二項中「意匠」の下に「その他の取引条件」を加える。

第二十九條の次に次の一条を加える。

第二十九條の二 通商産業大臣及び当該貨物についての主務大臣は、第五條の三第一項の認可を受けて協定を締結している生産業者又は販売業者が販売した当該貨物の当該仕向地に対する輸出額が当該貨物の当該仕向地に対する総輸出額に対し相当の比率を占めている場合において、その協定をもつてしては輸出取引の秩序の確立又は輸出貿易の健全な発展に對して生じている著しい支障を除去することが困難であると認めるときは、第二十八條第一項若しくは第二項若しくは前条第一項の通商産業省令又は他の法令の規定による措置をもつてしても輸出取引の秩序の確立又は輸出貿易の健全な発展に對して生じている著しい支障を除去することが困難であると認められる場合に限り、政令で定めるところにより、通商産業省令、当該貨物についての主務省令で、当該仕向地に輸出すべき当該貨物の国内取引における価格、品質、意匠その他の取引条件、取引方法又は数量について生産業者又は販売業者の遵守すべき事項を定めることができる。

2 第二十八條第三項の規定は、前項の場合に準用する。

第三十條第一項中「第七條の二第一項」を「第七條の三第一項」に改める。

第九部 商工委員会會議録第二号 昭和三十三年十月十七日【參議院】

一

九

第三十二条の三第二項を次のように改める。

2 前項の政令は、特定の仕向地に輸出すべき特定の種類の貨物の国内取引に係る適法な共同行為において輸出業者が当該貨物を購入すべき法人又は生産業者若しくは販売業者が当該貨物を販売し若しくは販売することを委託すべき法人を一に限定して定め、当該輸出業者又は生産業者若しくは販売業者が当該法人の同意を得てこれを指定機関とすべきことを申し出た場合において、その申出が次の各号に適合すると認めるときに、当該特定の種類の貨物、当該法人及び当該特定の仕向地について定めるものとする。

一 当該申出をした輸出業者の当該仕向地に対する当該貨物の輸出額が当該仕向地に対する当該貨物の総輸出額に対し相当の比率を占めており、又は当該申出をした生産業者若しくは販売業者が販売した当該貨物の当該仕向地に対する輸出額が当該貨物の当該仕向地に対する総輸出額に対し相当の比率を占めてい

二 当該法人が当該仕向地に輸出すべき当該貨物の購入（販売の受託を含む。以下同じ。）及び販売の業務を適確かつ円滑に行うに十分な経理的基礎を有すること。

三 輸出取引の秩序の確立又は輸出入貿易の健全な発展に對して生じている著しい支障を除去するため特に必要であり、かつ、適当であること。

第七章の次に次の一章を加える。

第七章の二 輸出業者の登録

（登録）

第三十二条の十四 輸出業者は、政令で定める貨物の種類及びその種類ごとに政令で定める仕向地の区分に従い通商産業大臣の登録を受けたものでなければ、当該政令で定める種類の貨物（以下「特定貨物」という。）を当該政令で定める仕向地（以下「特定仕向地」という。）に輸出してはならない。ただし、通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の政令は、特定の仕向地に輸出する特定の種類の貨物の輸出取引において、競争が過度に行われるため、輸出価格が著しく低落することにより輸出取引の円滑な運行が阻害され、又は仕向地における輸入が制限され若しくは制限されるおそれがある場合において、このようなる事由を除去することが輸出貿易の健全な発展を図るため特に必要であると認められるときに、当該特定の種類の貨物及び当該特定の仕向地について定めるものとする。

（登録の申請）

第三十二条の十五 前条第一項の登録を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 営業所の名称及び所在地

三 法人にあつては、その資本の額

四 登録を受けようとする貨物の種類及び仕向地

2 前項の申請書には、営業の内容を示す書類その他通商産業省令で定める書類を添附しなければならない。

（登録の欠格条項）

第三十二条の十六 次の各号の一に該当する者は、第三十二条の十四第一項の登録を受けることができない。

一 この法律、外国為替及び外国貿易管理法若しくは輸出検査法（昭和三十一年法律第九十七号）又はこれらの法律に基く命令若しくはこれらに基く処分違反として懲役の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第三十二条の二十五の規定により当該貨物及び当該仕向地に係る第三十二条の十四第一項の登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号の一に該当する者があるもの

（登録の基準）

第三十二条の十七 通商産業大臣は、第三十二条の十四第一項の登録の申請が次の各号に該当すると認めるときは、登録をしなければならない。

一 日本の国籍を有する者にあつては、住民登録法（昭和二十六年法律第二百十八号）による住民票に記載されている者であること。ただし、同法第二十七条の

規定により同法の適用を受けない者については、この限りでない。

二 日本の国籍を有しない者にあつては、外国人登録法（昭和二十七年法律第二百五号）による登録証明書（交付を受けている者であること）。

三 経理的基礎、経験及び能力が通商産業省令で定める基準に適合していること。

（登録簿）

第三十二条の十八 通商産業大臣は、登録簿を備え、次の事項を登録しなければならない。

一 登録の年月日及び登録番号

二 第三十二条の十五第一項各号に掲げる事項

三 第三十二条の二十五の規定により輸出の停止を命じたときは、その理由及び期間

（登録証の交付）

第三十二条の十九 通商産業大臣は、第三十二条の十四第一項の登録をしたときは、申請者に登録証を交付する。

2 登録証には、登録の年月日及び登録番号並びに第三十二条の十五第一項各号に掲げる事項を記載しなければならない。

（承継）

第三十二条の二十 第三十二条の十四第一項の登録を受けた輸出業者（以下「登録輸出業者」という。）に

ついて、相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、登録輸出業者の地位を承継する。ただし、相続人又は合併

後存続する法人若しくは合併により設立した法人が第三十二条の十六各号の一に該当するときは、この限りでない。

（変更の届出等）

第三十二条の二十一 登録輸出業者は、第三十二条の十五第一項第一号から第三号までに掲げる事項に変更があつたときは、変更の日から二十日以内に、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

この場合においては、当該届出にその登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。

2 前項の場合において、前条の規定により登録輸出業者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を提出しなければならない。

（廃止の届出）

第三十二条の二十二 登録輸出業者は、当該特定貨物の当該特定仕向地に対する輸出の業務を廃止したときは、廃止の日から二十日以内に、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

（登録証の再交付）

第三十二条の二十三 登録輸出業者は、登録証をよこし、損じ、又は失つたときは、通商産業大臣に申請し、その再交付を受けることができる。

（登録の失効）

第三十二条の二十四 登録輸出業者がその登録に係る事業を廃止したときは、登録は、その効力を失う。

（登録の取消等）

第三十二条の二十五 通商産業大臣は、登録輸出業者が次の各号の一

に該当するときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて特定貨物の特定仕向地に対する輸出を停止すべきことを命ずることができ、

一 この法律、外国為替及び外国貿易管理法若しくは輸出検査法又はこれらの法律に基く命令若しくはこれらに基く処分違反したとき。

二 第三十二条の十六第三号に該当するに至つたとき。

三 第三十二条の十七第一項各号に該当しなくなつたとき。

四 不正の手段によつて登録を受けたとき。

(登録の消除)
第三十二条の二十六 通商産業大臣は、登録輸出業者の登録がその効

力を失つたときは、その登録を消除しなければならぬ。

(登録の返納)

第三十二条の二十七 登録輸出業者は、その登録が効力を失つたときは、効力を失つた日から二十日以内に、通商産業大臣にその登録証を返納しなければならぬ。

(登録簿の謄本等)
第三十二条の二十八 何人も、通商産業大臣に対し、登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求することができる。

(手数料)
第三十二条の二十九 次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額の手料を納めなければならない。

納付しなければならない者		金額
第三十二条の十四第一項の登録を受けようとする者	一件につき	二千元
	一件につき	二百円
登録証の訂正又は再交付を受けようとする者	一枚につき	二百円
	一回につき	二十円
登録簿の閲覧を請求しようとする者		一回につき 二十円

(省令への委任)

第三十二条の三十 この章に定めるもののほか、登録の手続、登録簿の様式その他登録に関する手続的事項については、通商産業省令で定める。

第三十三条第一項中「第五条の三第一項」の下に、「第五条の四第一項、第五条の五第一項を加え、」第七条の二第一項を「第七条の三第一項」に改め、同項第二号中「次条第十

十三条第四項において準用する場合を含む。第三十五条第一項を除き、以下この章において同じ。若しくは第二十七条の十二に、「次条第十項」を「次条第十二項」に改め、「当該貨物の下に」若しくは「当該貨物の原材料を加え、」第六条第三項を「第六条第三項若しくは第四項」に改め、同条第三項中「次条第八項から第十項まで」を「次条第十項から第十二項まで」に改め、同条第三項中「指定業務」を「貿易連合又は指定業務」に改める。

に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項を同条第十項とし、同条第七項中「第五条の三第一項」の下に「第五項の四第一項又は第五項の五第一項を、」当該貨物の下に「又は当該貨物の原材料」を加え、同項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同項の前に次の一項を加える。

に、「又は第二十三条第一項を、」第二十三条第一項、第二十七条の九第一項又は第二十七条の十一第一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次のように加える。

第三十四条第十一項を同条第十三項とし、同条第十項中「生産業者又は」を「生産業者若しくは」に改め、「認めるとき」の下に、「又は生産業者若しくは販売業者若しくは原材料の生産業者が第五項の四第一項若しくは第五項の五第一項の認可を受けて締結した協定が第五項の四第一項から第六項まで及び第五項の四第二項第一号の各号に適合するものでなくなつたと認めるとき」を、「当該貨物」の下に「又は当該貨物の原材料を加え、」第六条第三項を「第六条第三項又は第四項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「第七項の二第一項」を「第七項の三第一項」に、「又は輸出組合」を「若しくは輸出組合」に改め、認めるとき」の下に、「又は第二十七条の九第一項若しくは第二十七条の十一第一項の認可を受けて定めた業務の方法が第二十七条の九第三項第四号若しくは第五号に適合するものでなくなつたと認めるとき」を加え、「第六条第一項又は第二項」を「第六条第一項若しくは第二項又は第二十七条の十二

第三十四条第五項中「通商産業大臣は、」の下に「第七項の二第一項若しくは第十一項の二の勧告をしようとするとき、又はを加え、」又は第三十一条第一項を「若しくは第三十一条第一項に、「又は改廃」を「若しくは改廃」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「当該貨物」の下に「又は当該貨物の原材料」を加え「第六条第三項」を「第六条第三項又は第四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「若しくはは第六条第一項若しくは第二項」を「第六条第一項若しくは第二項若しくは第二十七条の十二」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「又はは第三十二条の六第一項の認可」を「若しくは第三十二条の六第一項の認可をしようとするとき、又は第二十九項の二第一項の通商産業省令、当該貨物についての主務省令の制定若しくは改廃」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第七条の二第一項」を「第七条の三第一項」

第一項」を「次条第十三項」に、「同条第八項若しくは第九項」を「同条第十項若しくは第十一項」に、「(第七条の二第三項(第十九条の四第三項において準用する場合を含む)、第十一項第五項又は第二十三条第三項において準用する場合を除き、以下この章において同条の四第三項において準用する場合を含む)、」第十一項第五項又は第二十三

に、「又は第二十三条第一項を、」第二十三条第一項、第二十七条の九第一項又は第二十七条の十一第一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次のように加える。

に、「又は第二十三条第一項を、」第二十三条第一項、第二十七条の九第一項又は第二十七条の十一第一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次のように加える。

十七条の十五の規定に、「又は輸入組合の組合員たる輸入業者を」と、輸入組合の組合員たる輸入業者又は貿易連合に改める。

第三十七条中「若しくは第三十二条の三第一項を」と、第三十二条の三第一項若しくは第三十二条の十四第一項を、「若しくは第三十一条第一項を」と、第三十一条第一項若しくは第三十二条の十七第三号に改め、同条に次の一項を加える。

2 通商産業大臣及び当該貨物についての主務大臣は、第二十九条の二第一項の通商産業省令、当該貨物についての主務省令の制定又は改廃をしようとするときは、輸入取引審議会に諮問しなければならない。

第三十八条第一項中「第七条の二三第三項を」と、第三十三條第四項に、「又は第十八条（第十九条の六又は第二十七条において準用する場合を含む。）を」と、第十八条第十九条の六又は第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十五に改め、同条第二項中「当該貨物」の下に「又は当該貨物の原材料」を加え、「第六条第三項」を「第六条第三項若しくは第四項」に改める。

第三十九条第二項中「当該貨物」の下に「又は当該貨物の原材料」を加え、同条第三項中「当該貨物」の下に「若しくは当該貨物の原材料」を加える。

第四十条第一項中「輸出入組合」の下に「貿易連合」を加え、同条に次の一項を加える。

3 通商産業大臣又は当該貨物若しくは当該貨物の原材料についての

主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第五条の四第一項又は第五条の五第一項の認可を受けて協定を締結している生産業者又は販売業者若しくは原材料の生産業者から報告を徴することができる。

第八章中第四十条の次に次の一項を加える。

（立入検査）

第四十条の二 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、登録輸出業者の営業所その他の事務所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第三十二条の十二第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査に準用する。

第四十一条中「又は輸出入組合を」と、輸出入組合又は貿易連合に、「若しくは輸出入組合を」と、輸出入組合若しくは貿易連合に改める。

第四十二条中「若しくは第二十八条第四項（第二十九条第二項、第三十条第三項又は第三十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令」を、「第二十八条第一項、第二項（第三十一条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四項（第二十九条第二項、第三十条第三項又は第三十一条第二項において準用する場合を含む。）第二十九條第一項、第二十九條の二第一項、第三十条第一項若しくは第二項（第三十一条第二項において準用する場合を含む。）第三十一条第一項若しくは第三十二条の二十五の規定

による命令若しくは処分」に改め、「第三十二条の三第一項」の下に「若しくは第三十二条の十四第一項」を加える。

第四十三条第二号中「第七条の二三第三項を」と、第七条の二三第三項に改め、同条第三号中「第七条の二第一項」を「第七条の三第一項」に改める。

第四十四条中「又は輸出入組合を」と、輸出入組合又は貿易連合に改め、同条第三号中「又は第十一条第五項を」と、第十一条第五項に、「第七条の二三第三項を」と、第七条の二三第三項に、「第二十三条第三項を」と、第二十三条第四項に改め、「第六条第二項」の下に「又は第二十七条の十二」を加える。

第四十五条第一号中「又は同条第二項第七條の二三第三項（第十九條の四第三項において準用する場合を含む。）第十一條第五項又は第二十三条第三項において準用する場合を含む。）を」と、若しくは同条第二項（第七條の二三第三項（第十九條の四第三項において準用する場合を含む。）第十一條第五項又は第二十三条第四項において準用する場合を含む。）第三十二条の二十一第一項又は第三十二条の二十二に改め、同条第三号中「又は第三十二条の十二第一項を」と、第三十二条の十二第一項又は第四十条の二第一項に改める。

第四十六条中「又は輸出入組合を」と、輸出入組合又は貿易連合に改め、「（第十九條の六又は第二十七條において準用する場合を含む。）」の下に「又は第二十七條の十六」を加える。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に存する出資輸出組合又は出資輸出組合（以下「出資輸出組合等」という。）が、この法律の施行の日から起算して一年以内に、この法律による改正後の輸出入取引等の秩序の確立に関する法律（以下「新法」という。）第十七条第一項（同法第二十七條において準用する場合を含む。）の規定により非出資輸出組合又は非出資輸出組合（以下「非出資輸出組合等」という。）に移行する場合には、同条第三項の規定は、適用しない。

2 前項に規定する場合において、当該移行に際し、当該出資輸出組合等が当該組合の組合員に係る持分の贈与を受けたときは、当該非出資輸出組合等への移行の日を含む事業年度の所得に対する法人税法の規定の適用については、当該贈与を受けた持分の価額は、当該事業年度の所得の計算上、益金に算入しない。この場合において、その贈与を受けた持分の価額は、当該持分に係る出資の金額による。

3 第一項に規定する場合において、出資輸出組合等が事業年度の中途において非出資輸出組合等に移行したときにおける法人税法及び地方税法の適用については、当

該組合の事業年度は、その移行の日を終了し、これに続く事業年度は、その移行の日の翌日から開始するものとする。

4 法人税法第五十一条第四号及び地方税法第七十二条の四第一項第五号の規定は、第一項に規定する場合における非出資輸出組合等については、当該移行の日の翌日から開始する事業年度の法人税及び事業税から適用する。

第三条 この法律の施行の際現にその名称中に貿易連合という文字を用いている者は、この法律の施行後三月以内にその名称を変更しなければならない。

2 新法第二十七條の四第二項の規定は、前項の期間内は、同項に規定する者には適用しない。

（登録税法の一部改正）

第四条 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「輸出入取引法を」と「輸出入取引等の秩序の確立に関する法律」に改める。

（商工組合中央金庫法の一部改正）

第五条 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「又は環境衛生同業組合連合会」を「若ハ環境衛生同業組合又ハ貿易連合」に改め、「組合員」の下に「又ハ連合員」を加え、同条第四項中「又ハ環境衛生同業組合連合会」を

「若ハ環境衛生同業組合連合会又ハ貿易連合」に改める。

第七条第一項に次の一号を加える。

七 貿易連合（直接又ハ間接ノ

構成員タル事業者ノ三分ノ二以上が常時三十人以下ノ従業員ヲ使用スル者ナルモノニ限ル以下同ジ）

第二十七條第一項中「又ハ環境衛生同業組合連合会」を「環境衛生同業組合連合会又ハ貿易連合」に改める。

第二十八條第一項第六号中「若ハ環境衛生同業組合連合会」を「環境衛生同業組合連合会若ハ貿易連合」に改め、「此等ノ構成員」の下に「次条ニ規定スル法人」を加える。

第二十八條ノ三を第二十八條ノ四とし、第二十八條ノ二中「前条第三項」を「第二十八條第三項」に改め、同条を第二十八條ノ三とし、第二十八條の次に次の一条を加える。

第二十八條ノ二 輸出ニ関シ所属団体ノ構成員ノ共通ノ利益ヲ増進スル為必要ナル施設ヲ行フ法人（直接又ハ間接ノ構成員タル事業者ガ主トシテ所属団体又ハ其ノ直接若ハ間接ノ構成員ナルモノニ限ル）ニシテ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルモノハ前条第一項第一号乃至第四号ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ所属団体ト看做ス

第二十九條第一項第三号中「又ハ環境衛生同業組合連合会」を「環境衛生同業組合連合会又ハ貿易連合」に改める。

第九部 商工委員会會議録第二号

昭和三十三年十月十七日【参議院】

連合」に、同項第四号中「若ハ環境衛生同業組合連合会」を「環境衛生同業組合連合会若ハ貿易連合」に改める。

（所得税法の一部改正）

第六條 所得税法の一部を次のように改正する。

第三條第一項第十二号中「酒販組合中央会」の下に「非出資組合である輸出組合及び輸出入組合」を加える。

（所得税法の一部改正に伴う経過措置）

第七條 この法律の施行の際現に存する非出資輸出組合等が、所得税法第四十一条第一項の規定により、この法律の施行の日前に徴取されるべきであつた所得税については、なお従前の例による。

（法人税法の一部改正）

第八條 法人税法の一部を次のように改正する。

第五條第一項第四号中「酒販組合中央会」の下に「非出資組合である輸出組合及び輸出入組合」を加える。

第九條 前条の規定による改正後の法人税法第五條第一項第四号の規定は、この法律の施行の際現に存する非出資輸出組合等について、この法律の施行の日以後開始する事業年度分の法人税から適用

し、この法律の施行の日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。この場合において、この法律の施行の日が当該非出資輸出組合等の事業年度の中途であるときは、当該非出資輸出組合等の事業年度は、この法律の施行の日の前日に終了し、これに続く事業年度は、この法律の施行の日から開始するものとする。

（大蔵省設置法の一部改正）

第十條 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第二十三條第三号中「輸出入取引法」を「輸出入取引等の秩序の確立に関する法律」に改める。

（厚生省設置法の一部改正）

第十一條 厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五條第五十一号の二中「輸出入取引法」を「輸出入取引等の秩序の確立に関する法律」に改める。

（地方税法の一部改正）

第十二條 地方税法の一部を次のように改正する。

第二十五條第二号、第二百九十六條第二号及び第三百四十八條第四項中「輸出入取引法」を「輸出入取引等の秩序の確立に関する法律」に改める。

（輸出検査法の一部改正）

第十三條 輸出検査法の一部を次のように改正する。

第十五條第一号中「輸出入取引法」を「輸出入取引等の秩序の確立に関する法律」に改める。

（中小企業団体の組織に関する法律の一部改正）

第十四條 中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十三年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第十七條第一項第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 組合員が生産（加工を含む。）又は販売をする資格事業に係る物であつて輸出すべきものの販売価格又は加工賃の制限

第十八條第一号、第三十二條第一号、第五十六條及び第五十七條中「第一号から第三号まで」を「第一号から第四号まで」に改める。

第九十條第一項中「第二号若しくは第三号」を「第二号から第四号まで」に改める。

十月八日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第十條第二項及び第十三條第三項中「一億円」を「五億円」に改める。

第十五條を次のように改める。

第十五條 国内の会社は、合併をし

ようとする場合には、公正取引委員会規則の定めるところにより、あらかじめ公正取引委員会に届け出なければならぬ。

前項の場合において、国内の会社は、届出受理の日から三十日を経過するまでは、合併をしてはならない。ただし、公正取引委員会は、その必要があると認める場合には、その期間を短縮し、又は当該会社の同意を得て更に九十日をこえない期間を限り、その期間を延長することができる。

公正取引委員会は、当該合併によつて一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合及び当該合併が不正な取引方法によるものである場合には、第九項に規定する手続に従ひ、当該合併の禁止、営業の一部の譲渡その他これらの事態を排除するため必要な措置を命ずることができ

る。

公正取引委員会は、第一項の規定による届出があつた場合において前項の措置を命ずるために審判開始決定をし又は勧告する場合に、第二項本文に規定する期間又は同項ただし書の規定により短縮され若しくは延長された期間内にこれをしなければならぬ。ただし、第一項の規定による届出に重要な事項につき虚偽の記載があつた場合には、この限りでない。

公正取引委員会は、当該合併によつて一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる

場合においては、この限りでない。

公正取引委員会は、当該合併によつて一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる

場合であつて、当該会社が、第一項の規定による届出に際して、公正取引委員会規則の定めるところにより、合併後実施しようとする生産過程における合理化の計画の概要を記載した書面を提出した場合には、当該合併が左の各号の要件に適合すると認めるときは、当該会社に対し、第三項の措置を命じてはならない。

一 当該合併により企業規模を拡大することが生産技術の向上、生産方式の改善その他生産過程における合理化を遂行するため特に必要であつて、他の方法によつてはその合理化を遂行することが困難であること。

二 一般消費者及び関連中小企業者、関連農林漁業者その他の関連事業者の利益を不当に害することおそれないこと。

公正取引委員会は、当該合併が前項各号の要件に適合すると認めるときは、その旨並びに前項に規定する書面に記載された合理化の計画中合併後実施すべき事項及びこれを実施すべき期限を当該会社に通知しなければならない。

公正取引委員会は、前項の規定による通知をした会社又はその通知に係る合併後存続する会社若しくはその合併により設立した会社から申請があつた場合において、正当な理由があると認めるときは、同項の規定により通知した期限を延期することができる。

公正取引委員会は、第六項の規定による通知をした会社又はその通知に係る合併後存続する会社若しくはその合併により設立した会社

しくはその合併により設立した会社が、正当な理由がないのに、その通知に係る期限（前項の規定による延期があつたときは、その延期後の期限）までに、その通知に係る事項を実施しなかつたときは、その会社に対し、次項に規定する手続に従ひ、営業の一部の譲渡その他一定の取引分野における競争を実質的に制限している状態を排除するために必要な措置を命ずることが出来る。

第三項又は前項の場合については、第八章第二節の規定を準用する。

公正取引委員会は、合併をしようとする会社が第一項の規定による届出に際して第五項に規定する書面を提出したときは、当該合併が同項第一号の要件に適合するものであるか否かについて、当該事業の主務大臣の意見をきかなければならない。

第十七条の二中「第十五条第一項（第十六条において準用する場合を含む。）及び「営業の一部の譲渡」を削る。

第十八条中「第十五条第二項及び第三項」を「第十五条第一項及び第二項」に改める。

第二十条中「当該行為の差止」の下に「その他当該行為を排除するため必要な措置」を加える。

第五章の次に次の一章を加える。

第五節の二 公正取引規約
第二十条の二 第四十八条、第四十九条、第六十七条及び第七十三条の規定は、事業者又は事業者団体（以下「事業者等」という。）が公正

取引委員会規則の定めるところにより公正取引委員会の認定を受け

て締結し又は設定する不公正な取引方法を用い、ないことを内容とする協定若しくは規約又は健全で合理的な取引慣行を確立するための取引条件（給付の対価又は数量を除く。）若しくは営業方法の制限に関する協定若しくは規約（以下「公正取引規約」と総称する。）については、適用しない。ただし、第三項の規定による命令に違反したときは、この限りでない。

公正取引委員会は、前項の認定の申請に係る公正取引規約が同項に規定する要件に適合し、かつ、その公正取引規約が左の各号に適合する場合でなければ、前項の認定をしてはならない。

一 一般消費者及び関連中小企業者、関連農林漁業者その他の関連事業者の利益を不当に害することおそれないこと。

二 不当に差別的でないこと。

三 その公正取引規約に参加し又はその公正取引規約から脱退することを不当に制限しないこと。

四 給付の対価又は数量に不当に影響を与えるおそれがないものであること。

公正取引委員会は、第一項の認定を受けた公正取引規約が第一項に規定する要件又は前項各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、当該事業者等に対し、その変更を命じ、又は認定を取り消さなければならない。

事業者等は、第一項の認定を受けた公正取引規約を廃止したときは、遅滞なく、その旨を公正取引委員会に届け出なければならない。

公正取引委員会は、第一項の規定による処分又は第三項の規定による命令若しくは処分をしたときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

公正取引委員会は、第一項の規定による処分又は第三項の規定による命令若しくは処分をしようとするときは、あらかじめ当該事業の主務大臣に通知しなければならない。

第二十四条ただし書中「不公正な取引方法を用いる場合の下に」「組合員に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにする場合」を加える。

第二十四条の三及び第二十四条の四を次のように改める。

第二十四条の三 この法律の規定は、生産の事業を行う者又はその者を構成員とする事業者団体（以下「生産業者等」という。）が、左の各号に該当する事態が生じた場合において、このような事態を克服するため、公正取引委員会規則の定めるところにより、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けてする当該商品の生産又は販売に関する制限、当該商品の原材料（燃料を含む。以下同じ。）の購入に関する制限その他の事項に係る共同行為（事業者団体がその構成員に共同行為をさせる行為を含む。以下同じ。）については、適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いる

とき、若しくは事業者が不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにするとき、又は第六十六条第二項の規定による命令に違反したときは、この限りでない。

一 当該商品の需給が著しく均衡を失したため、当該商品の価格が著しく低落し、当該事業者の相当部分について当該商品の生産に係る事業の遂行が著しく困難となり、又はなるに至るおそれがあること。

二 事業の合理化によつては、前号に掲げる事態を克服することが困難であること。

第二十四条の四 この法律の規定は、前条に規定する共同行為その他適法な共同行為のみをもつてしては同条に規定する事態を克服することが困難である場合において、同条に規定する事態の克服するため、販売の事業を行う者又はその者を構成員とする事業者団体（以下「販売業者等」という。）であつて当該商品又は原材料に係るものが、公正取引委員会規則の定めるところにより、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けてする共同行為については、適用しない。

第六章中第二十四条の四の次に次の九条を加える。

第二十四条の五 公正取引委員会は、前二条の認可の申請に係る共同行為が前二条に規定する要件に適合し、かつ、その共同行為が左の各号に適合する場合でなければ、前二条の認可をしてはならない。

一 当該商品の需給が著しく均衡を失したため、当該商品の価格が著しく低落し、当該事業者の相当部分について当該商品の生産に係る事業の遂行が著しく困難となり、又はなるに至るおそれがあること。

二 事業の合理化によつては、前号に掲げる事態を克服することが困難であること。

第二十四条の四 この法律の規定は、前条に規定する共同行為その他適法な共同行為のみをもつてしては同条に規定する事態を克服することが困難である場合において、同条に規定する事態の克服するため、販売の事業を行う者又はその者を構成員とする事業者団体（以下「販売業者等」という。）であつて当該商品又は原材料に係るものが、公正取引委員会規則の定めるところにより、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けてする共同行為については、適用しない。

一 第二十四条の三に規定する事態を克服するため、又はその克服に資するため必要な程度をこえていないこと。

二 一般消費者及び関連中小企業者、関連農林漁業者その他の関連事業者の利益を不当に害することおそれないこと。

三 不当に差別的でないこと。

四 その共同行為に参加し又はその共同行為から脱退することを不当に制限しないこと。

五 設備の制限に係る共同行為にあつては、設備の更新又は改良を妨げるものでないこと。

六 前二条に規定する共同行為であつて左に掲げる事項に係るものにあつては、技術的理由により数量を制限することが著しく困難な場合においてするものであるか、又は数量の制限に係る共同行為をした後において、当該共同行為のみをもつてしては第二十四条の三に規定する事態を克服し若しくはその克服に資することが著しく困難な場合において当該共同行為とともにするものであること。

イ 販売価格の制限

ロ 販売方法の制限であつて、販売する者又は販売すべき相手方を制限することにより一定の取引分野における取引量の全部又は大部分が一の者によつて占められることとなるもの

ハ 原材料の購入価格の制限
ニ 原材料の購入方法の制限であつて、原材料を購入する者

又は購入すべき相手方を制限することにより一定の取引分野における取引量の全部又は大部分が一の者によつて占められることとなるもの

第二十四条の六 公正取引委員会は、第二十四条の三又は第二十四条の四の認可の申請に係る共同行為が当該商品の生産数量若しくは販売数量の制限又は当該商品の生産の設備の制限及びこれらに附帯する事項のみを内容とするものであり、かつ、その制限を行う期間が三月をこえないものであるときは、申請を受理した日から二十日以内に認可又は不認可の処分をしなければならない。

前項の期間内に同項の処分がなされなかつたときは、その期間が満了した日において、第二十四条の三又は第二十四条の四の認可があつたものとみなす。この場合には、申請者は、公正取引委員会に対し、認可に関する証明をすべきことを請求することができる。

第一項に規定する場合において、当該申請について、公正取引委員会が申請者に報告を求め、又は関係行政機関に照会を求めたときは、その日から公正取引委員会がその報告又は照会に対する回答を受理するまでの期間は、第一項の期間に算入しない。この場合において、公正取引委員会は、関係行政機関に照会を求めたとき、又は照会に対する回答を受理したときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

第二十四条の七 この法律の規定は、生産業者等が、技術の向上、品質の改善、原価の引下、能率の増進その他事業の合理化を遂行するため特に必要がある場合において、公正取引委員会規則の定めるところにより、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けてする当該商品の生産の技術の制限、当該商品の品種の制限、当該商品の品種別の生産数量の制限、当該商品の生産の設備の制限若しくは処理、当該商品の販売に関する制限、当該商品の原材料の購入に関する制限又はその他政令で定める事項に係る共同行為については、適用しない。

第二十四条の八 この法律の規定は、前条の規定による当該商品の販売又は当該商品の原材料の購入の制限に係る共同行為のみをもつてしては同条に規定する目的を達成することが困難である場合であつて、その目的の達成に資するため特に必要がある場合において、当該商品又は原材料に係る販売業者等が、公正取引委員会規則の定めるところにより、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けてする共同行為については、適用しない。

第二十四条の九 公正取引委員会は、前二条の認可の申請に係る共同行為が前二条に規定する要件に適合し、かつ、その共同行為が左の各号に適合する場合でなければ、前二条の認可をしてはならない。

一 第二十四条の五第二号から第五号までの各号の要件に適合すること。

二 品種別の生産数量の制限に係る共同行為にあつては、品種の制限に係る共同行為を実施することが著しく困難である場合においてするものであること。

三 販売又は購入に関する制限に係る共同行為にあつては、販売し若しくは購入する者又は販売し若しくは購入すべき相手方を制限することにより一定の取引分野における取引量の全部又は大部分が一の者によつて占められることとならないものであること。

四 販売に関する制限に係る共同行為であつて、その制限が販売の数量又は価格に係るものにあつては、供給の弾力性が乏しい商品又は価格の変動が著しい商品についてするものであること。

五 原材料の購入に関する制限に係る共同行為であつて、その制限が購入の数量又は価格に係るものにあつては、供給の弾力性が乏しい原材料又は価格の変動が著しい原材料についてするものであること。

六 原材料の購入に関する制限に係る共同行為にあつては、当該原材料の生産の事業の健全な発達に資するものであること。

公正取引委員会は、前二条の認可の申請に係る共同行為であつて、原材料の購入に関する制限に係るものについて、当該申請を認可しようとするときは、あらかじめ当該共同行為が当該原材料の生産の事業の健全な発達に資するものであるかを否かについてその事業の主務大臣の意見をきかなければならない。

第二十四条の十 この法律の規定は、生産業者等又は販売業者等が、技術の向上、品質の改善、原価の引下、能率の増進その他事業の合理化を遂行するため特に必要がある場合において、公正取引委員会規則の定めるところにより、その締結又は設定の日の三十日前までに公正取引委員会に届け出する技術の制限（設備の制限又は処理となるものを除く）、品種の制限（共同行為に参加している者相互間において、その制限の内容が異なるものを除く）、保管若しくは運送の施設の利用又は副産物、くず若しくは廃物の利用に係る共同行為については、適用しない。ただし、次項又は第六十六条第三項の規定による命令又は処分違反したときは、この限りでない。

公正取引委員会は、前項の規定による届出に係る共同行為が同項に規定する要件に適合するものでないか、又はその共同行為が第二十四条の五第二号から第四号までの各号に適合するものでないときは、その締結又は設定前に、当該生産業者等又は販売業者等に対し、その共同行為の変更を命じ、又はその締結若しくは設定を禁止しなければならない。

第二十四条の十一 第二十四条の三、第二十四条の四、第二十四条の七若しくは第二十四条の八の認可の申請又は前条第一項の規定に

よる届出は、当該事業の主務大臣を経由しなければならない。

主務大臣は、前項に規定する申請又は届出に関する書類を受理したときは、遅滞なく、これを公正取引委員会に送付しなければならない。

主務大臣は、第一項に規定する申請又は届出に關し公正取引委員会に對して必要な意見を述べることが出来る。ただし、前項の規定による送付の日から七日を経過した後は、この限りでない。

第二十四條の六第一項の期間は、第一項に規定する申請に關する書類が公正取引委員会に到達した日から起算する。

第二十四條の十二 公正取引委員会は、左の各号に掲げる場合は、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

一 第二十四條の三、第二十四條の四、第二十四條の七若しくは第二十四條の八の規定による処分をしたとき、又は第二十四條の十第一項の規定による届出に係る共同行為の締結若しくは設定があつたとき。

二 第二十四條の三、第二十四條の四、第二十四條の七又は第二十四條の八の認可を取り消し、若しくは変更したとき、又はこれらの認可に係る共同行為の変更を命じたとき。

三 第六十六條第三項の規定により第二十四條の十第一項の規定による届出に係る共同行為の変更又は廃止を命じたとき。

第二十四條の三、第二十四條の四、第二十四條の七若しくは第二十四條の八の認可を受け、又は第二十四條の十第一項の規定による届出をして共同行為をした生産業者等又は販売業者等は、その共同行為を廃止したときは、遅滞なく、その旨を公正取引委員会に届け出なければならない。

公正取引委員会は、左の各号に掲げる場合は、あらかじめ当該事業の主務大臣に協議しなければならない。

一 第二十四條の三、第二十四條の四、第二十四條の七又は第二十四條の八の規定による処分をしようとするとき。

二 第二十四條の十第二項の規定による命令又は処分をしようとするとき。

三 第六十六條第二項又は第三項の規定による命令又は処分をしようとするとき。

第二十四條の十三 第二十四條の三ただし書の規定は、第二十四條の四、第二十四條の七若しくは第二十四條の八の認可を受け、又は第二十四條の十第一項の規定による届出をして共同行為をする場合に準用する。

第三十五條の四第三号中「認可」の下に、「認定」を加える。

第四十八條第一項及び第五十四條第一項中「第十五條第一項(第十六條において準用する場合を含む。)」を削る。

第六十五條を次のように改める。
第六十五條 第十一條第一項若しくは第二項、第二十條の二第一項若しくは第三項、第二十四條の三、

しくは第三項、第二十四條の三、第二十四條の四、第二十四條の七、第二十四條の八、第二十四條の十第二項又は次条第一項から第三項までの規定による公正取引委員会の処分に対して不服がある当事者又は利害關係人は、処分があつた日から三十日以内に、その旨を記載した書面をもつて、公正取引委員会に不服の申立をすることが出来る。

公正取引委員会は、前項の不服の申立があつたときは、審判手続を経て、審決をもつて、これを却下し、又は当該申立に係る処分を取り消し、若しくは変更することが出来る。

公正取引委員会は、第一項の不服の申立があつたときは、遅滞なく、審判の期日を指定した書面を不服申立人に送達するとともに、事業の要旨及び審判の期日を告示しなければならない。

第四十六條、第四十七條、第五十一條の二から第五十三條の二まで、第五十五條から第六十一條まで及び第六十九條から第七十條までの規定は、第二項の審判手続について準用する。この場合において、第五十二條、第五十二條の二、第五十三條の二第二項、第五十八條及び第五十九條中「被害者」とあるのは「不服申立人」と、第五十二條第一項中「第七條、第八條の二、第十七條の二又は第二十條の規定による措置を命ずること」とあるのは「第十一條第一項若しくは第二項、第二十條の二第一項若しくは第三項、第二十四條の三、第二十四條の四、第二十四條の

七、第二十四條の八、第二十四條の十第二項又は第六十六條第一項から第三項までの規定による処分をしたこと」と読み替へるものとする。

第六十六條第一項を次のように改める。

公正取引委員会は、第十一條第一項又は第二項の認可の要件である事実が消滅し、又は変更したと認めるときは、その認可を取り消し、又は変更することが出来る。

第六十六條第一項の次に次の二項を加える。

公正取引委員会は、第二十四條の三若しくは第二十四條の四の認可をした共同行為がこれらの規定に規定する要件若しくは第二十四條の五各号に適合するものでなくなつたと認めるとき、又は第二十四條の七若しくは第二十四條の八の認可をした共同行為がこれらの規定に規定する要件若しくは第二十四條の九第一項各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、当該生産業者等又は販売業者等に対し、その変更を命じ、又は認可を取り消さなければならない。

公正取引委員会は、第二十四條の十第一項の規定による届出に係る共同行為が同項に規定する要件又は第二十四條の五第二号から第四号までの各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、当該生産業者等又は販売業者等に対し、その変更又は廃止を命じなければならない。

第六十七條第一項中「第十五條第六十六條において準用する

第一項(第十六條において準用する

場合を含む。)」を削り、同条第三項中「前二項を「前項」に改め、同条第二項を削る。

第六十八條第一項中「又は第二項」を削る。

第七十五條中「第五十一條の二の下に「これらの各規定を第十五條第九項(第十六條において準用する場合を含む。以下同じ。又は第六十五條第四項において準用する場合を含む。)」を加える。

第八十六條中「同条第二項」を削る。

第九十條第三号中「第五十四條第一項」の下に「これらの各規定を第十五條第九項において準用する場合を含む。)」を加える。

第九十一條の二第六号中「第十五條第二項」を「第十五條第一項」に改め、同条第七号及び第八号中「第十五條第三項」を「第十五條第二項」に改める。

第九十二條の二第一項中「第五十三條の二」の下に「(第十五條第九項又は第六十五條第四項において準用する場合を含む。)」を加える。

第九十四條中「第五十一條の二」の下に「(これらの各規定を第十五條第九項又は第六十五條第四項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第五号中「第五十三條の二」の下に「(第十五條第九項又は第六十五條第四項において準用する場合を含む。)」を加える。

第一九号 昭和三十三年九月二十九日受理
小売商振興のための法律制定に関する
請願者 大分市荷揚町六七大分
県中小企業団体中央会
会長 後藤肇
紹介議員 後藤 義隆君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第二〇号 昭和三十三年九月二十九日受理
小売商振興のための法律制定に関する
請願者 鳥取市本町三鳥取県中
小企業団体中央会
長 石谷貞彦
紹介議員 仲原 善一君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第二一号 昭和三十三年九月二十九日受理
小売商振興のための法律制定に関する
請願者 青森市鍛冶町三一青森
県商店会連合会内 西
田恒一外一名
紹介議員 笹森 順造君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第三一号 昭和三十三年九月二十九日受理
小売商振興のための法律制定に関する
請願者 山形市七日町六一〇ノ
三山形県中小企業団体
中央会会長 金山因次
郎外一名

紹介議員 豊田 雅孝君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第三二号 昭和三十三年三月二十九日受理
小売商振興のための法律制定に関する
請願者 大分県日田市三本松町
日本中小企業政治連盟
日田支部内 安心院保
紹介議員 後藤 義隆君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第三九号 昭和三十三年九月二十九日受理
小売商振興のための法律制定に関する
請願者 長崎市外浦町三三長崎
県中小企業団体中央会
会長 肥塚喜久雄
紹介議員 秋山俊一郎君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第四〇号 昭和三十三年九月二十九日受理
小売商振興のための法律制定に関する
請願者 愛媛県松山市三番町二
二愛媛ショッブガイド
加盟店協同組合代表理
事 馬越晃
紹介議員 堀本 宜實君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第四一号 昭和三十三年九月二十九日受理
小売商振興のための法律制定に関する
請願者 愛媛県松山市三番町二
二愛媛ショッブガイド
加盟店協同組合代表理
事 馬越晃
紹介議員 堀本 宜實君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第五〇号 昭和三十三年九月二十九日受理
小売商振興のための法律制定に関する
請願者 熊本県八代市本町四ノ
一七日本中小企業政
治連盟八代支部内 飯
田卓郎
紹介議員 寺本 廣作君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第五一号 昭和三十三年九月二十九日受理
小売商振興のための法律制定に関する
請願者 福岡県武生市蓬萊町三
四協同組合武生専門店
理事長 伊藤博
紹介議員 酒井 利雄君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第七〇号 昭和三十三年九月二十九日受理
小売商振興のための法律制定に関する
請願者 静岡市追手町静岡県中
小企業団体中央会
長 増井慶太郎外一名
紹介議員 小林 武治君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第七九号 昭和三十三年九月三十日受理
小売商振興のための法律制定に関する
請願者 福島県須賀川市西六ノ
六日本中小企業政治連
盟須賀川支部内 羽田
徳太郎
紹介議員 石原幹二郎君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第八〇号 昭和三十三年九月三十日受理
小売商振興のための法律制定に関する
請願者 北海道瀬棚郡今金町字
今金社団法人今金商工
会理事長 辻三喜男
紹介議員 西田 信一君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第八一号 昭和三十三年九月三十日受理
小売商振興のための法律制定に関する
請願者 群馬県高崎市新町五五
群馬県写真材料商組合
内 金子誠治
紹介議員 伊能 芳雄君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第八二号 昭和三十三年九月三十日受理
小売商振興のための法律制定に関する
請願者 神戸市生田区下山手通
五ノ四〇兵庫県商店連
合会内 中林寅一
紹介議員 松浦 清一君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第八三号 昭和三十三年九月三十日受理
小売商振興のための法律制定に関する
請願者 群馬県前橋市北曲輪町
四八群馬県中小企業団
体中央会会長 片倉久
登
紹介議員 伊能 芳雄君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第八四号 昭和三十三年九月三十日受理
小売商振興のための法律制定に関する
請願者 富山県水見市新町一日
本中小企業政治連盟水
見支部内 七尾松次郎
外一名
紹介議員 館 哲二君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第八五号 昭和三十三年九月三十日受理
小売商振興のための法律制定に関する
請願者 兵庫県養父郡八鹿町八
鹿日本中小企業政治連
盟養父郡支部内 橋目
忠一

第八六号 昭和三十三年九月三十日受理
小売商振興のための法律制定に関する
請願者 福井市錦上町六八日本
中小企業政治連盟福井
支部内 村田長外一名
紹介議員 小幡 治和君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第八七号 昭和三十三年九月三十日受理
小売商振興のための法律制定に関する
請願者 福井市錦上町六八日本
中小企業政治連盟福井
支部内 村田長外一名
紹介議員 小幡 治和君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第八八号 昭和三十三年九月三十日受理
小売商振興のための法律制定に関する
請願者 福井市錦上町六八日本
中小企業政治連盟福井
支部内 村田長外一名
紹介議員 小幡 治和君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第八九号 昭和三十三年九月三十日受理
小売商振興のための法律制定に関する
請願者 福井市錦上町六八日本
中小企業政治連盟福井
支部内 村田長外一名
紹介議員 小幡 治和君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第九〇号 昭和三十三年九月三十日受理
小売商振興のための法律制定に関する
請願者 福井市錦上町六八日本
中小企業政治連盟福井
支部内 村田長外一名
紹介議員 小幡 治和君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第九一号 昭和三十三年九月三十日受理
小売商振興のための法律制定に関する
請願者 福井市錦上町六八日本
中小企業政治連盟福井
支部内 村田長外一名
紹介議員 小幡 治和君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第九二号 昭和三十三年九月三十日受理
小売商振興のための法律制定に関する
請願者 福井市錦上町六八日本
中小企業政治連盟福井
支部内 村田長外一名
紹介議員 小幡 治和君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第九三号 昭和三十三年九月三十日受理
小売商振興のための法律制定に関する
請願者 福井市錦上町六八日本
中小企業政治連盟福井
支部内 村田長外一名
紹介議員 小幡 治和君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第九四号 昭和三十三年九月三十日受理
小売商振興のための法律制定に関する
請願者 福井市錦上町六八日本
中小企業政治連盟福井
支部内 村田長外一名
紹介議員 小幡 治和君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第九五号 昭和三十三年九月三十日受理
小売商振興のための法律制定に関する
請願者 福井市錦上町六八日本
中小企業政治連盟福井
支部内 村田長外一名
紹介議員 小幡 治和君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第九六号 昭和三十三年九月三十日受理
小売商振興のための法律制定に関する
請願者 福井市錦上町六八日本
中小企業政治連盟福井
支部内 村田長外一名
紹介議員 小幡 治和君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第九七号 昭和三十三年九月三十日受理
小売商振興のための法律制定に関する
請願者 福井市錦上町六八日本
中小企業政治連盟福井
支部内 村田長外一名
紹介議員 小幡 治和君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第九八号 昭和三十三年九月三十日受理
小売商振興のための法律制定に関する
請願者 福井市錦上町六八日本
中小企業政治連盟福井
支部内 村田長外一名
紹介議員 小幡 治和君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第一七八号 昭和三十三年十月一日
受理
小売商振興のための法律制定に関する
請願
請願者 富山県滑川市大町一、
七五〇日本中小企業政
治連盟滑川支部内 車
谷定次郎
紹介議員 石坂 豊一君
この請願の趣旨は、第一五号と同じで
ある。

第一七九号 昭和三十三年十月一日
受理
小売商振興のための法律制定に関する
請願
請願者 名古屋市中区伊勢町二
ノ一二商工組合会館内
愛知県中小企業団体内
中央会長 桑原幹根
紹介議員 大谷 賛雄君
この請願の趣旨は、第一五号と同じで
ある。

第一八〇号 昭和三十三年十月一日
受理
小売商振興のための法律制定に関する
請願
請願者 福島県喜多方市三ノ
四、七八九協同組合喜
多方専門店会理事長
岩田善八
紹介議員 松平 勇雄君
この請願の趣旨は、第一五号と同じで
ある。

第一八四号 昭和三十三年十月一日
受理
小売商振興のための法律制定に関する
請願
請願者 東京都荒川区三河島町
五ノ二五八荒川区商店
会連合会内 星野実
紹介議員 石井 桂君
この請願の趣旨は、第一五号と同じで
ある。

第一八二号 昭和三十三年十月一日
受理
小売商振興のための法律制定に関する
請願(二通)
請願者 静岡県引佐郡三ヶ日町
三ヶ日町商工会内
山本松外一名
紹介議員 小林 武治君
この請願の趣旨は、第一五号と同じで
ある。

第一八三号 昭和三十三年十月一日
受理
小売商振興のための法律制定に関する
請願(三通)
請願者 徳島市藍場町三徳島県
中小企業団体内中央会
長 吉積文平外二名
紹介議員 三木典吉郎君
この請願の趣旨は、第一五号と同じで
ある。

第一九四号 昭和三十三年十月一日
受理
小売商振興のための法律制定に関する
請願
請願者 宮崎市橋通二ノ二六協
同組合宮崎専門店会理
事長 栗林藤吾
紹介議員 平島 敏夫君
この請願の趣旨は、第一五号と同じで
ある。

第一九五号 昭和三十三年十月一日
受理
小売商振興のための法律制定に関する
請願
請願者 埼玉県所沢市大字所沢
五一七中政連所沢支部
内 山田力蔵
紹介議員 天田 勝正君
この請願の趣旨は、第一五号と同じで
ある。

第一九六号 昭和三十三年十月一日
受理
小売商振興のための法律制定に関する
請願
請願者 京都市中京区寺町御池
京都市小売市場連絡協
議会内 串谷義一
紹介議員 井上 清一君
この請願の趣旨は、第一五号と同じで
ある。

第一九七号 昭和三十三年十月一日
受理
小売商振興のための法律制定に関する
請願(二通)
請願者 新潟県糸魚川市横町一
五五ノ四日本中小企業
政治連盟糸魚川支部
内 井合初太郎外一名
紹介議員 最上 英子君
この請願の趣旨は、第一五号と同じで
ある。

第二一九号 昭和三十三年十月二日
受理
小売商振興のための法律制定に関する
請願(二通)
請願者 福岡県大川市向島日本
中小企業政治連盟大川
支部内 宮原長蔵外一
名
紹介議員 野田 俊作君
この請願の趣旨は、第一五号と同じで
ある。

第二二二号 昭和三十三年十月二日
受理
小売商振興のための法律制定に関する
請願
請願者 滋賀県八日市市浜野町
三ノ日本中小企業政治
連盟八日市支部内 井
村平三郎
紹介議員 村上 義一君
この請願の趣旨は、第一五号と同じで
ある。

第二三二号 昭和三十三年十月二日
受理
小売商振興のための法律制定に関する
請願(二通)
請願者 群馬県高崎市九蔵町七
日本中小企業政治連盟
高崎支部内 齊藤忠三
郎外一名
紹介議員 最上 英子君
この請願の趣旨は、第一五号と同じで
ある。

第二三三号 昭和三十三年十月二日
受理
小売商振興のための法律制定に関する
請願(二通)
請願者 札幌市北六条西三十三
目北海道食糧協同組合
連合会会長 今野吉之
助外一名
紹介議員 堀 末治君
この請願の趣旨は、第一五号と同じで
ある。

第二三三三号 昭和三十三年十月二日
受理
小売商振興のための法律制定に関する
請願(三十一通)
請願者 名古屋市中村区郷前町
三ノ四〇名古屋市中
市場連合会中村支部
内 池山安良外三十名
紹介議員 青柳 秀夫君
この請願の趣旨は、第一五号と同じで
ある。

第二六七号 昭和三十三年十月三日
受理
小売商振興のための法律制定に関する
請願
請願者 福岡市極楽寺町三五福
岡県中小企業団体内中央
会会長 大塚政次郎
紹介議員 西田 隆男君
この請願の趣旨は、第一五号と同じで
ある。

第二六八号 昭和三十三年十月三日
受理
小売商振興のための法律制定に関する
請願(四通)
請願者 新潟県糸魚川市横町一
五五ノ四日本中小企業
政治連盟糸魚川支部
内 井合初太郎外一名
紹介議員 最上 英子君
この請願の趣旨は、第一五号と同じで
ある。

第二六八号 昭和三十三年十月三日
受理
小売商振興のための法律制定に関する
請願(四通)
請願者 新潟県糸魚川市横町一
五五ノ四日本中小企業
政治連盟糸魚川支部
内 井合初太郎外一名
紹介議員 最上 英子君
この請願の趣旨は、第一五号と同じで
ある。

第二六八号 昭和三十三年十月三日
受理
小売商振興のための法律制定に関する
請願(四通)
請願者 新潟県糸魚川市横町一
五五ノ四日本中小企業
政治連盟糸魚川支部
内 井合初太郎外一名
紹介議員 最上 英子君
この請願の趣旨は、第一五号と同じで
ある。

第二六八号 昭和三十三年十月三日
受理
小売商振興のための法律制定に関する
請願(四通)
請願者 新潟県糸魚川市横町一
五五ノ四日本中小企業
政治連盟糸魚川支部
内 井合初太郎外一名
紹介議員 最上 英子君
この請願の趣旨は、第一五号と同じで
ある。

第二六八号 昭和三十三年十月三日
受理
小売商振興のための法律制定に関する
請願(四通)
請願者 新潟県糸魚川市横町一
五五ノ四日本中小企業
政治連盟糸魚川支部
内 井合初太郎外一名
紹介議員 最上 英子君
この請願の趣旨は、第一五号と同じで
ある。

請願者 三重県津市西新町一、九三八日本中小企業政治連盟津支部内 杉山治外三十七名

紹介議員 井野 碩哉君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第二六九号 昭和三十三年十月三日
受理
小売商振興のための法律制定に関する請願(八十九通)

請願者 神戸市兵庫区上沢通六ノ九上沢市場小売協同組合長 小池広外八十八名

紹介議員 岡崎 真一君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第二八五号 昭和三十三年十月三日
受理
小売商振興のための法律制定に関する請願

請願者 神戸市生田区下山手通五ノ四〇兵庫商工会館内兵庫中小企業団体中央会会長 森本精一郎

紹介議員 松澤 兼人君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第二八六号 昭和三十三年十月三日
受理
小売商振興のための法律制定に関する請願

請願者 埼玉県浦和市高砂町三ノ七三埼玉会館別館内埼玉県中小企業団体中央会会長 相川宗次郎

紹介議員 大沢 雄一君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第二八七号 昭和三十三年十月三日
受理
小売商振興のための法律制定に関する請願

請願者 広島市基町一広島県自治会館内広島県中小企業団体中央会会長 長尾次郎

紹介議員 永野 護君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第一三〇号 昭和三十三年九月三十日
受理
百貨店の巨大化等規制強化に関する請願(十通)

請願者 東京都北区王子二ノ四三三友三郎外千四百三十七名

紹介議員 岡田 宗司君
百貨店の巨大化並びに百貨店傍系会社の進出は、極めて多数の中小小売店に悪影響を与え、小売業者は生業の安定を見失うほどの脅威におびえているが、これを規制しうる独禁法は過般の独禁法改正審議会の答申に示された同法の核心ともいべき私的独占の定義が緩和のそ上に置かれ、また百貨店法上の不備は傍系会社に対する規制に欠けているため、両法がそれぞれ第一に掲げる目的と全く相反する結果を小売業界に具現する公算が大きいから、両法の規制の限界をさらに拡大強化し、両法が最終の目的とする国民経済発展の構想に健全なる中小小売商業と

して登場できるよう措置せられたいとの請願。

第一三九号 昭和三十三年九月三十日
受理
日中貿易再開促進に関する請願

請願者 長野県議会議長 高橋 広躬

紹介議員 羽生 三七君 棚橋 小虎君
日中両国間の貿易は、日本経済の必然的な要望と国民多数の盛り上がる世論により開始され、年々取引品目の拡大と取引量の増大を見、両国間の経済振興はもろろん両国間の友好に寄与すること大なるものがあり、昨年来第四次協定の締結も進められて非常な期待がよせられていた矢先、突如打ち切りとなつたことは誠に遺憾にたえないから、すみやかにこれが打開に努め、貿易の再開を期せられたいとの請願。

第一四〇号 昭和三十三年九月三十日
受理
長野県に中小企業金融公庫支店設置の請願

請願者 長野県議会議長 高橋 広躬

紹介議員 羽生 三七君 棚橋 小虎君
最近新潟及び熊本の両県に中小企業金融公庫の支店が設置され、特に、新潟県支店においては、長野県関係の貸付業務も所管されることであるが、このことは経済ブロック等の現状からして、長野県の中小企業にかえつて不利不便を倍加する結果となるから、長野県における中小企業金融機関の拡充強化を図るために、同公庫支店を長野県にも設置せられたいとの請願。

第一四一号 昭和三十三年九月三十日
受理
中小企業金融公庫資金わく増大に関する請願

請願者 長野県議会議長 高橋 広躬

紹介議員 羽生 三七君 棚橋 小虎君
中小企業の振興は長期安定資金の確保にあることは言をまたないところであるが、現在の中小企業金融公庫の資金量をもつては当面する中小企業の金融難の打開は期し得られないばかりでなく、その配分についても必ずしも中小企業者の期待にそい得ない点もあるから、中小企業の振興を図るため、同公庫の資金計画を大幅に増大するための予算措置を講ぜられたい。なお、長野県は観光県として内外の観光客が逐年増加の一途をたどり、今日旅館等観光施設の改善はきわめて緊要であるにもかかわらず、これに対する融資が現在サービス業として規制を受けていることは遺憾であるから、これら観光施設改善のため、その設備資金わくを設定の上資金の増額措置を講ぜられたいとの請願。

第一五一号 昭和三十三年九月三十日
受理
日中貿易協定の完全実施に関する請願

請願者 大阪府布市荒川三ノ五五貿易促進布市議會議員連盟内 池田三千秋外二名

紹介議員 亀田 得治君
第四次日中貿易協定はわが政府の回答を転機として実施不能となり、更に長

崎における中国国旗引下し事件等によつて隣国との友好的関係を失ない、わが国の国際的孤立化を深めていることはまことに遺憾に堪えないから、日中間の経済交流回復と事態の改善のため、第四次日中貿易協定に対し完全な支持と協力を与えられたいと、長崎における中国国旗引下し事件のような問題が再び起らぬよう万全の措置を講ぜられたいとの請願。

第一五八号 昭和三十三年十月一日
受理
水質汚濁防止に関する特別法制定促進の請願

請願者 北海道議會議長 荒哲夫外六名

紹介議員 大矢 正君
最近、急速な化学工業の発展及び鉱山の開発等に伴い、河川、湖沼及び海流等に放出される汚水は、各地に水質汚濁の問題をひきだし、水産資源の繁殖保護、農業用水及び飲料水の確保をめぐつて激しい紛争を繰り出しているが、現在この水質保護については、鉱業法、鉱山保安法、河川法、水産資源保護法、毒物及び劇物取締法等によりそれぞれ部分的な取締りが行われているが、いづれも不十分であるばかりでなく、関係機関も多岐にわたるため問題の処理をいたすに誤滞せしめている現況であるから、すみやかに水質汚濁防止事務局及び研究所等関係機関の設置、汚水ろ過装置に対する補助又は融資制度の創設その他工鉱業の発達と原始産業の振興が両立するよう調整するための必要な措置を定めた水質汚濁防止に関する特別法を制定せられたいとの請願。

第一五九号 昭和三十三年十月一日
受理
特定地域総合開発計画事業費の国の負担割合に関する特例立法の請願

請願者 北海道議会議長 荒哲
夫外六名

紹介議員 大矢 正君
国土総合開発法に基いて指定された特定地域は、国策として総合的にかつ重点的に開発されることとなつており、多量の公共事業が計画されているが、これらの地域はいずれも未開発後進地域で経済力も弱く、これを擁する地方団体の財政力も貧弱であつて、通常の負担割合をもつて事業を進めることは困難であるから、国土総合開発法第十三条第二項に基き、特定地域開発計画事業（一般公共事業）に対する国の高率負担制度を確立するため、経費の割合に関する特例の立法措置を講じてこれら重要事業の促進を図りたいとの請願。

第一七四号 昭和三十三年十月一日
受理
陶磁器等の輸出振興対策促進に関する請願

請願者 愛知県春日井市議會議長 長 平岩謙太郎
紹介議員 青柳 秀夫君
世界的不況のため各産業とも輸出不振の状態にあるが、なかでも東南洋向けの陶磁器、織物等の諸産業は、貿易決済方式の変更と中共製品の進出等により、実にさんたんたる現況であり、空前の危機に到達しているから、この窮状を打開するため、東南洋向け陶磁器、織物その他主要生産品を賠償物資として活用するとともに、相手国に對

するクレジットの設定等を急速に具体化する等の輸出振興対策をすみやかに樹立せられたいとの請願。

第二三四号 昭和三十三年十月二日
受理
電気料金地域差設定に関する請願

請願者 青森市議會議長 奈良 岡末造外四十九名
紹介議員 田畑 金光君
目下電気料金制度調査会において鋭意調査審議を進めている電気料金制度のあり方については、東北地方の産業振興と民生安定に極めて重大な影響があり、本地方民はこの問題の適正なる措置を待望しているところだが、本地方は無限の資源を蔵しながら、産業経済の立地条件が極めて悪く、国策としての産業開発促進のためには、どうしても豊富低廉な電力の供給が必要であり、このような見地から水力、火力の開発に用地関係その他あらゆる犠牲と協力を惜しまなかつたにもかかわらず、昨年から本年にかけて暫定料金とはいへ再度にわたり大幅な料金の値上げが断行され、東北産業立地の優位性が失われ、東北開発三法も立法の大きな意義が失われようとしているから、この際電力会社の開発資金に対する利子の補給、税に対する特別措置等、国の施策をもつて、ぜひとも昨年七月改訂前程度の電気料金の地域差を設定せられたいとの請願。

十月十五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、小売商業特別措置法案

小売商業特別措置法案
（目的）

第一条 この法律は、小売商の事業活動の機会を適正に確保し、及び小売商業の正常な秩序を阻害する要因を除去し、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（購買会事業を行ふ者に対する措置命令）

第二条 都道府県知事は、購買会事業（事業者がその従業員の生活に必要な物品を供給する事業（その者がその従業員の生活に必要な物品を加工し、又は修理する事業を含む。）をいう。以下同じ。）を行ふ者がその従業員（従業員と同一の世帯に属する者を含む。以下同じ。）以外の者に従業員と同一又は類似の条件で購買会事業を利用させることによつて中小小売商の事業活動に影響を及ぼし、その利益を著しく害する）と認めるときは、主務省令で定めるところにより、その購買会事業を行ふ者に対し、従業員以外の者に購買会事業を利用させることを禁止することができ

る。

2 都道府県知事は、前項の規定による禁止をした場合において、必要があるとき、主務省令で定めるところにより、購買会事業を行ふ者に対し、次の措置をとるべきことを命ずることができる。

一 従業員以外の者には購買会事業を利用させない旨を購買会事業を行ふ場所に明示すること。

二 従業員である旨を示す証明書

を提示しない者には、購買会事業を利用させないこと。

三 購買会事業を行ふ者が発行する利用券と引換に又はその利用券に必要な事項を記入するのでなければ購買会事業を利用させないこと及びその利用券は従業員以外の者には交付しないこと。

（消費生活協同組合等の事業の利用）

第三条 厚生大臣又は都道府県知事は、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二号）第十二条第三項ただし書（員外利用）の許可の申請があつた場合において、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会（次条及び第二十六条において「組合」と総称する。）がその組合員（組合員と同一の世帯に属する者を含む。）及び組合員（次条において「組合員」と総称する。）以外の者に物品の供給事業（物品を加工し、又は修理する事業を含む。以下同じ。）を利用させることによつて中小小売商の事業活動に影響を及ぼし、その利益を著しく害する）と認めるときは、同項ただし書の許可をしてはならない。

第四条 都道府県知事は、必要があるとき、主務省令で定めるところにより、消費生活協同組合法第十二条第三項ただし書の許可を受けていない組合に対し、次の措置をとるべきことを命ずることができる。

一 組合員以外の者には物品の供給事業を利用させない旨を物品の供給事業を行ふ場所に明示すること。

二 組合員である旨を示す証明書を提示しない者には、物品の供給事業を利用させないこと。

三 組合が発行する利用券と引換に又はその利用券に必要な事項を記入するのでなければ物品の供給事業を利用させないこと及びその利用券は組合員以外の者には交付しないこと。

（小売市場の許可）

第五条 政令で指定する市（特別区を含む。）の区域（以下「指定地域」という。）内の建物については、次の各号に掲げる貸付契約は、都道府県知事の許可を受けた者でなければ、結んではならない。ただし、政令で定める物品の全部が、その一の建物をその店舗の用に供する小売商の全部又は一部によつて販売されることとならない場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

一 一の建物の全部又は一部の貸付契約であつて、その契約に係る貸付により当該建物をその店舗の用に供する小売商の数が十以上となるもの

二 一の建物を十以上の小売商の店舗の用に供させるためこれらの者に貸し付けている者が結ぶ当該建物に係る貸付契約であつて、その店舗の用に供させるため小売商に当該建物の一部を貸し付ける旨を定めるもの

三 一の建物を十以上の小売商の店舗の用に供させるためこれらの者に貸し付けている者が結ぶ当該建物に係る貸付契約であつて、その店舗の用に供させるため小売商に当該建物の一部を貸し付ける旨を定めるもの

三 一の建物を十以上の小売商の店舗の用に供させるためこれらの者に貸し付けている者が結ぶ当該建物に係る貸付契約であつて、その店舗の用に供させるため小売商に当該建物の一部を貸し付ける旨を定めるもの

三 一の建物を十以上の小売商の店舗の用に供させるためこれらの者に貸し付けている者が結ぶ当該建物に係る貸付契約であつて、その店舗の用に供させるため小売商に当該建物の一部を貸し付ける旨を定めるもの

三 一の建物を十以上の小売商の店舗の用に供させるためこれらの者に貸し付けている者が結ぶ当該建物に係る貸付契約であつて、その店舗の用に供させるため小売商に当該建物の一部を貸し付ける旨を定めるもの

2 前項の許可は、一の建物ごとに
行ふ。

3 前二項の規定の適用については、
は、屋根、柱又は壁を共通にする
建物及び同一敷地内の二以上の棟
をなす建物は、これを一の建物と
し、建物に附属建物があるとき
は、これを合せたものをもつて一
の建物とする。

4 前項の場合において、一の建物
とされる建物のうちに貸付権者
(建物の全部又は一部を小売商の
店舗の用に供させるためその者に
貸し付けることができる権利(政
令で定めるものを除く)を有する
者をいう。以下同じ)を異にする
部分があるときは、貸付権者ごと
に、その権利に係る建物の部分を
もつて一の建物とする。

(許可の申請)

第六条 前条第一項の許可を受けよ
うとする者は、次に掲げる事項を
記載した申請書をその建物の所在
する場所(建物を新築しようとし
る場合にあつては、その新築に係
る土地の所在及び地番。以下この
条及び第十五条第四号において同
じ)を管轄する都道府県知事に提
出しなければならない。

一 申請者の氏名又は名称及び住
所並びに法人にあつてはその業
務を執行する役員の氏名及び住
所

二 その建物の所在する場所及び
床面積

三 その建物をその店舗の用に供
させるため貸し付ける小売商の
数及びその小売商が主として販
売する物品の種類

四 その建物をその申請に係る許
可を受ける日以後にその店舗の
用に供させるため貸し付ける小
売商から徴するその建物に係る
貸付料金の額及びその算出方法
五 前号の小売商からその建物の
貸付に係る敷金を徴するかどうか
及び、並びに徴する場合にあつて
はその敷金の額及びその算出方
法

六 第四号の貸付料金及び前号の
敷金(以下「貸付料金等」とい
う)を除くほか、第四号の小売
商から、修繕費に関する負担、
共益費の負担、第三号の小売商
の当該小売営業に係る共通の事
項を処理するための経費に關する
負担その他いかなる名目をも
つてするかを問はず、その貸付
に關し、財産上の利益を徴する
かどうか、徴する場合にあつて
はその財産上の利益の種類及び
額並びにその額の算出方法

(許可の基準)

第七条 都道府県知事は、第五
条第一項の申請があつた場合に
は、その申請が次の各号の一に該
当すると認められる場合を除き、
同項の許可をしなければならない。
一 貸付料金等の額が主務省令で
定める基準に適合するものでな
いこと。

二 前条第一項第四号の貸付料金
の算出方法について、その額の
全部又は一部がその貸付料金を
支払う小売商の売上高に應じて
算出される方法が採用されてい
ること。

三 前条第一項第六号の財産上の
利益がその財産上の利益に対応
する申請者の物若しくは役務の
提供がないのに徴されている
か、又はその財産上の利益の額
がその物若しくは役務の提供の
対価としては著しく高額なもの
であること。

四 申請者がこの法律の規定に違
反して刑に処せられ、その執行
を終り、又はその執行を受ける
ことがなくなつた日から五年を
経過しない者であること。

五 申請者が法人である場合にお
いて、その法人の業務を執行す
る役員の全部又は一部が前号に
該当する者であること。

六 申請者が第十一条の規定によ
る許可の取消を受け、その取消
の日から一年を経過しない者で
あること。

(変更の許可等)

第八条 第五條第一項の許可を受け
たる者(以下「小売市場開設者」とい
う)は、第六條第一項第四号から
第六号までの事項を変更しよう

するときは、当該都道府県知事の
許可を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前項の許可の
申請があつた場合には、その申請
に係る変更により、第六條第一項
第四号から第六号までに掲げる事
項が前条第一項第一号から第三号
までの各号の一に該当することと
なることを認められる場合を除き、そ
の許可をしなければならない。

3 小売市場開設者は、第六條第一
項第一号から第三号までの事項に
変更があつたときは、遅滞なく、
その旨を当該都道府県知事に届け
出なければならない。

(貸付契約等を結ぶ場合の基準)

第九条 小売市場開設者は、第五
條第一項の許可に係る建物を小売
商にその店舗の用に供させるため貸
し付ける場合には、第六條第一項
第四号から第六号までに掲げる事
項が同項の申請書に記載した内容
(その変更について前条第一項の
許可を受けたときは、その許可に
係る変更後の内容)に合致するよ
うに貸付契約を結ばなければなら
ない。貸付契約を変更する場合
も、同様とする。

(承継)

第十条 第五條第一項の許可に係
る建物の全部又は一部の譲渡、貸付
又は返却を受けた者は、政令で定
めることによりその建物の全部
又は一部に係る小売市場開設者の
地位を承継する。

2 小売市場開設者について相続又
は合併があつたときは、相続人又
は合併後存続する法人若しくは合
併により設立した法人は、政令で

定めるところにより当該建物に係
る小売市場開設者の地位を承継す
る。

3 前二項の規定により小売市場開
設者の地位を承継した者は、遅滞
なく、その旨を当該都道府県知事
に届け出なければならない。

(許可の取消)

第十一条 都道府県知事は、小売市
場開設者が正当な理由がないのに
第五條第一項の許可に係る建物を
十以上の小売商の店舗の用に供さ
せるためこれらに貸し付けな
い期間が引き続き一年以上にわた
るときは、その小売市場開設者に
係る同項の許可を取り消すことが
できる。

(政令への委任)

第十二条 前七條に定めるもののほ
か、一の地域が指定地域となつた
場合及び第五條第一項ただし書に
規定する政令が制定され、又は改
廃された場合における必要な経過
措置その他同項の許可に關し必要
な事項は、政令で定める。

(請求)

第十三条 都道府県知事は、第五
條第一項第二号に規定する者が貸付
権者となつてゐる当該建物で指定
地域内にあるものをその店舗の用
に供する小売商(同項ただし書の
政令で定める物品の全部がその建
物をその店舗の用に供する小売商
の全部又は一部によつて販売され
ることとなつていない場合その他
政令で定める場合を除く。次条第
一項及び第十五條第四号において
同じ)が私的独占の禁止及び公正
取引の確保に關する法律(昭和二

十二年法律第五十四号) 第二条第七項に規定する不正な取引方法(以下単に「不正な取引方法」といふ。)を用いて、と認めるときは、公正取引委員会に対し、この法律の規定に従い必要な措置をとるべきことを求めることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による請求をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

3 前項の主務大臣は、通商産業大臣及び当該請求に係る小売商の事業を所管する大臣とする。

(公正取引委員会の指示等)

第十四条 公正取引委員会は、第五条第一項第二号に規定する者が貸付権者となつて、当該建物で指定地域内にあるものをその店舗の用に供する小売商が不正な取引方法を用いて、と認めるときは、その小売商に対し、すみやかにその行為を取りやめるべきことを指示することができる。

2 公正取引委員会が前項の規定による指示をした場合において、小売商がその指示に従つたときは、小売商のその指示に係る行為については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十八条、第四十九条、第五十三条の三及び第五十四条(違反者に対する勧告、審判手続の開始、審決等)の規定は、適用しない。

(あつせん又は調停)

第十五条 都道府県知事は、次の各号の一に掲げる紛争につき、その紛争の当事者の双方又は一方から

あつせん又は調停の申請があつた場合において、中小小売商の事業活動の機会を確保するため必要があると認めるときは、すみやかに、あつせん又は調停を行うものとする。

一 生産業者がその生産に係る物品について行つた一般消費者に対する販売事業に關し、その物品と同種のものを販売する中小小売商とその生産業者との間に生じた紛争

二 卸売業者がその卸売に係る物品について行つた一般消費者に対する販売事業に關し、その物品と同種のものを販売する中小小売商とその卸売業者との間に生じた紛争

三 前二号に掲げるもののほか、中小小売商以外の者の行つた一般消費者に対する物品の販売事業に關し、その者と中小小売商との間に生じた紛争

四 第五条第一項第二号に規定する者が貸付権者となつて、当該建物で指定地域内にあるものをその店舗の用に供する小売商の販売事業に關し、当該貸付権者又はこれらの小売商と当該建物の所在する場所の周辺の地域内の中小小売商との間に生じた紛争

(調停員等)

第十六条 都道府県知事は、前条の調停を調停員に行わせなければならない。

2 前項の調停員は、一事件ごとに、三人以上五人以内とし、公益を代表する者及び当該紛争の当事

者の事業に關し学識経験のある者のうちから都道府県知事が委嘱する。

3 第一項の調停員は、前条の調停を行う場合には、調停案を作成し、これを当事者の双方に示してその受諾を勧告するものとする。

4 都道府県知事は、前項の規定による勧告があつた場合において、中小小売商の事業活動の機会を確保するため必要があると認めるときは、その勧告に係る調停案を理由を附して公表することができる。

5 前各項に定めるもののほか、調停に關し必要な事項は、政令で定める。

(勧告)

第十七条 都道府県知事は、第十五条各号の一に掲げる紛争(百貨店法(昭和三十一年法律第十六号)第六條第一項に規定する百貨店業者と中小小売商との間に生じたものを除く。次条第一項において同じ。)が生じた場合(その紛争につき、第十五条のあつせん又は調停が行われている場合を除く。)において、中小小売商の事業活動の機会を確保するため必要があると認めるときは、その紛争の当事者の双方又は一方に対し、その紛争を解決するため必要な勧告をすることができる。

第十八条 主務大臣は、第十五条各号の一に掲げる紛争(同条のあつせん又は調停が行われているものを除く。)につき、都道府県知事からの申出があつた場合において、中小小売商の事業活動の機会を確保

するため特に必要があると認めるときは、その紛争の当事者の双方又は一方に対し、その紛争を解決するため必要な勧告をすることができる。

2 前項の主務大臣は、その勧告の対象となる者の当該事業を所管する大臣(その勧告の対象となる者が特別の法律によつて設立された組合又は連合会であるときは、その勧告の対象となる者の当該事業を所管する大臣及びその組合又は連合会を所管する大臣)とする。

3 主務大臣は、第一項の規定による勧告をしうとするときは、通商産業大臣に協議しなければならない。

(報告徴収及び立入検査)

第十九条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、購買会事業を行う者、小売市場開設者若しくは第五条第一項の許可に係る建物内の小売商に対し、必要な事項の報告を求め、又はその職員に、これらの者の事業所若しくは事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(異議の申立)

第二十条 この法律の規定によつてした処分に対して不服のある者は、その旨を記載した書面をもつて、

その処分をした都道府県知事に対し、異議の申立をすることができる。

2 都道府県知事は、前項の異議の申立があつたときは、その異議の申立をした者に対し、相当の期間をおいて予告をした上、公開による聴聞を行わなければならない。

3 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

4 聴聞に際しては、その異議の申立をした者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(主務省令)

第二十一条 第二条、第四条、第六条第二項及び第七条第一項第一号の主務省令は、大蔵省令、厚生省令、農林省令、通商産業省令とする。

(罰則)

第二十二条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第五条第一項の規定に違反して同項に規定する貸付契約を結んだ者

二 第九条の規定に違反して貸付契約を結び、又はこれを変更した者

三 虚偽又は不正の事実に基づいて第五条第一項又は第八条第一項の許可を受けた者

第二十三条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

第四條第四項中「第六号及び第七号並びに」を「第六号から第七号の二まで及び」に改める。

一 第八條第三項又は第十條第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十九條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十九條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十四條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の刑を科する。

第二十五條 第二條第一項の規定による禁止に違反し、又は同條第二項の規定による命令に違反した者（法人にあつては、業務を執行する役員）は、一万円以下の過料に処する。

第二十六條 第四條の規定による命令に違反した組合の理事は、一万円以下の過料に処する。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

2 中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項第七号の次に次の一号を加える。

七の二 小売商業特別措置法（昭和三十三年法律第 号）の施行に関すること。